

「東京都気候変動対策方針」に関する  
ステークホルダー・ミーティング  
(意見交換会)

平成19年7月24日(火)

東京都環境局

「東京都気候変動対策方針」に関するステークホルダー・ミーティング  
(意見交換会)

日 時：平成19年7月24日(火)

午後 6時00分～8時47分

東京都庁第一本庁舎 5階 大会議場

1 主催者挨拶

環境局環境政策部長 加藤英夫

2 「東京都気候変動対策方針」について

環境局環境政策部環境政策課長 山下 聡

3 温暖化の現状について

国立環境研究所 参与 西岡秀三

4 意見交換

(配布資料)

- ・ 東京都気候変動対策方針
- ・ 「東京都気候変動対策方針」に関するステークホルダー・ミーティング(意見交換会)参加者名簿
- ・ 座席表
- ・ 資料1・・・国立環境研究所 参与 西岡秀三
- ・ 資料2・・・国連環境計画 金融イニシアティブ特別顧問 末吉竹二郎
- ・ 参考資料1・・・社団法人東京都トラック協会
- ・ 参考資料2・・・社団法人東京ビルディング協会
- ・ 参考資料3・・・太陽光発電協会
- ・ 参考資料4・・・特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター

○事務局（小沼環境政策担当副参事） 定刻になりましたので、ただいまから「東京都気候変動対策方針」に関しますステークホルダー・ミーティングを開催いたします。

私は事務局を務めさせていただいています環境局環境政策副参事の小沼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日のステークホルダー・ミーティングでございますけれども、意見交換会でございますが、「気候変動対策方針」で提起いたしました政策や取り組みにつきまして事業所団体、環境NGO、専門家の皆様方から幅広いご意見を出していただきまして、今後の施策形成に生かしていただくものでございます。

本日を第1回といたしまして、3回程度の開催を予定しているところでございます。なお、事前にご案内いたしましたとおり、会議は公開で開催いたします。ご了承願います。

それでは、開会に当たりまして、環境政策部長の加藤よりご挨拶を申し上げます。

○加藤環境政策部長 皆様、こんばんは。東京都環境局環境政策部長の加藤でございます。本日は何かとお忙しい中、また大変お暑い中、多数の皆様方にお集まりいただきましてありがとうございます。まずは厚く御礼申し上げます。

都は、去る6月1日、地球温暖化対策を強化するため「東京都気候変動対策方針」を策定したところでございます。この方針は今後10年間の東京都の気候変動対策の基本姿勢を明確に示すとともに、代表的な施策を先行的に提起するものでございます。

今後、この方針に基づきまして今世紀の半ばまでに世界全体で温暖化ガスを50%削減するという目標に対しまして、我が国としてもしっかりとした取り組みをするため、東京都としても大規模な温暖化ガス排出事業者に対する削減義務づけ、それから世界初と申しますか、都市型の排出量取引制度の導入など、独自の対策を全面的に展開しよう目指していくつもりでございます。

とは言え、当然のことながらこうした温暖化ガス削減の取り組みは行政だけで決してできるものではございません。今日、お集まりの皆様方をはじめ、多くの関係者の方々のご協力を得ないと絶対できないものでございます。そうした意味からも皆様方のご協力をお願いしたいと思っております。

また、我が国には世界に誇るべき優れた先進的な省エネ技術が様々ございます。こうした技術を全面的に活用するとともに、無駄なエネルギーは使わないライフスタイルに変えること、こういうことを通じまして都民、企業の皆様と共に気候変動対策を進めていく考えでございます。

本日は私どもの方針をご説明させていただきました後に、皆様方の率直なご意見を賜りまして、今後の都の施策の検討に十分に反映させてまいりたいと思っております。ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単でございますけれども、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（小沼環境政策担当副参事） それでは、初めに本日の資料を確認させていただきます。お手元の資料でございますけれども、クリップ止めでワンセット、そして「気候変動対策方針」という冊子がございます。

まずクリップ止めのほうでございますが、一番最初に会議次第、そして次に出席者名簿、座席表。

それから、本日お話をいただきます西岡先生からいただいております資料2点、資料1と冊子と続いてございます。

それから、資料2といたしまして末吉先生からいただいております資料がございます。

それから、参考資料1として1～4までご用意させていただいております。本日ご出席のステークホルダーの皆様から事前に参考資料としての提出をいただいたものを添えてございます。すべておそろいでしょうか。不足がございましたらお申しつけいただきたいと思ひます。

なお、本来ですと、ここでご出席いただきましたステークホルダーの皆様をご紹介申し上げるところでございますけれども、時間が限られておりますので、お手元の出席者名簿、そして座席表により紹介に代えさせていただきますと思ひます。

それから、資料作成時点から出席者のご変更がございますのでご紹介させていただきます。本日の参加者名簿の日本ホテル協会東京支部の代理で日本ホテル協会事務局長の満野様にご出席をいただいております。また、環境省徳田課長様に代わりまして地球温暖化対策課市場メカニズム室長高橋康夫様にご出席いただいております。

また、東京都側でございますけれども、環境政策担当部長長谷川に代わりまして環境政策課長山下が出席しております。3名の出席者の変更がございました。ご紹介させていただきました。

本日の進行につきましては、東京大学大学院工学系研究科の花木啓祐教授にお願いしております。これより先、進行を花木先生にお願いしたいと思ひます。

では、先生、よろしくお願ひいたします。

○進行役（花木教授） 皆さん、こんばんは。花木でございます。今日は私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今年、いろいろなことがありまして、気候変動に関する関心が世の中でも非常に高まってきた。その中にはゴアさんのあの映画の話もある。それから、I P C C の報告書が相次いで出された。

I P C C 報告書の内容自身はそれほどこれまでと変わったということではないのですが、改めて重要性が確認された。いまや、もはや世界としては大幅に二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスを減らさなければいけないということが明らかになり、その中で日本が主導的な役割をとらなければいけないということもこれまた明らかです。

では、日本の中でどのようにして温室効果ガスを減らすかということを考えてときに、いわば日本の縮図である東京都でどういう政策をとるか。あるいは、そこにそれぞれのステークホルダーがどう係わるかということが、これからの日本の温室効果ガスの削減の成否を占ううえで非常に重要だと思っておりますが、そのタイミングで先ほどご紹介があったように、このグレーの冊子ですね。基本的な政策方針が出された。その政策方針はいろいろな方面でかなり注目されているわけですが、これを実行に移さないと絵に描いた餅で終わってしまう。実行に移すうえでステークホルダーの方の協力が必要だということはもちろんですが、実はこのようにステークホルダーの方同士が議論をするというプロセスがまた実効性を持たせるうえで重要だと考えているわけでありまして。これは東京都もそうお考えだし、私も考えているということで、今回も進行役を務めさせていただくということになったわけでございます。

本日、非常に時間が限られておりまして、皆さんに十分にご意見を述べていただく時間がないのではないかと恐れておりますけれども、まずは第1回ということで、それぞれのご意見を伺いたいと思っております。

それでは、議事に入ります。議事次第の1番はすでに終わりました。ご挨拶ですね。2番の「東京都気候変動対策方針」について。これは皆様方からそれぞれのご意見を伺う前に東京都が今般出されました「気候変動対策方針」についてまずお話伺うというふうにしたいと思っております。

それでは、都のほうからこの概要のご説明をお願いいたします。

○山下環境政策課長 環境政策課長の山下でございます。よろしくお願いいたします。

では、着席してご説明申し上げます。

お手元の配布のグレーの「東京都気候変動対策方針」の冊子をごらんください。表題の下に「カーボンマイナス東京 10 年プロジェクト基本方針」と書いてございます。東京都は昨年、末に「10 年後の東京」という都市戦略を出しまして、これは石原知事の公約にもなっているわけでございます。その中で世界で最も環境負荷の少ない都市を実現するという近未来の都市像を描いておりまして、具体的にはこの冊子の 1 ページをお開きいただきたいと思っております。

1 ページの一番下、網かけの部分に書いてございますが、2020 年までに東京の温室効果ガス排出量を 2000 年比 25%削減するという目標を掲げているところでございます。

その目標を実現するために現在、東京都では全庁一丸となってカーボンマイナス東京 10 年プロジェクトという取り組みを進めておりまして、この方針はそのプロジェクトの基本方針に位置づけているというものでございます。

2 ページをお開きください。ここにお集まりの皆様方にあえて詳細にご説明することはございませんが、私どもは気候変動に対する基本認識といたしましては、今、花木先生からもお話がありましたように、まず 2 ページの頭のほうですが、I P C C の報告が相次いで出されたわけでございますが、その中でも気候変動というのは人類の活動が引き起こした最も深刻な環境問題であるということが指摘されておりまして、まさしくそこを目標認識に位置づけているわけでございます。

また、気候変動の問題は未来の危機ではなく、今そこにある直接的な危機としてとらえるべきものであると考えてございます。そういった意味で今後の 10 年間で地球の未来を決めていくものだと認識してございます。

3 ページでございます。そうした認識の下に対策方針を策定したわけでございますけれども、基本的には東京の二酸化炭素排出量を速やかに減少に転じさせるというものでございます。また、東京都といたしましては具体的な対策を示していく。明確な政策提案により世論を喚起し、実現を目指してまいりたいと考えてございます。

そうした方針でございますけれども、その基本的な考え方が 4 ページ、5 ページにお示ししてございます。お開きください。

基本的には 4 つの考え方で整理してございます。1 つ目は日本の環境技術を CO<sub>2</sub>削減に向け、最大限発揮する仕組みをつくるというものでございます。ご案内のとおり日本の省エネ技術は世界でも最高級のものでございますが、これがなかなか最大限発揮されていないというのがこのグラフにもあるような現状でございまして、東京都としては仕組みとしてつ

くってまいりたい。

また、気候変動対策は単一の特効薬はないという認識の下に、社会を構成する企業でありますとか、家庭のそれぞれが役割と責任に応じてCO<sub>2</sub>を削減する仕組みをつくっていくということが考え方の2つ目でございます。

3つ目といたしまして、5ページになりますが、10年間の取り組みが非常に重要なわけでございますけれども、それが一長一短には進まないということもございますので、都といたしましては当初の3、4年を低CO<sub>2</sub>型社会の転換始動期と位置づけまして、戦略的、集中的に対策を実行してまいりたいと考えております。

また、コストの問題ですが、民間資金、基金、税制等を活用して必要な投資は大胆に実行してまいりたいというものでございます。

こうした考え方に基きまして、6ページでございますが、5つの方針と主な取り組みを今回は提示したというものでございます。

7ページでございます。方針Iといたしましては、企業のCO<sub>2</sub>削減を強力に推進するというものでございます。この中で、先ほどの冒頭の挨拶にもふれてございますが、大規模CO<sub>2</sub>排出事業所に対する削減義務と排出量取引制度の導入を今回打ち出させていただいたというものでございます。

私どもは平成17年4月から地球温暖化対策計画書制度という取り組みを事業者さんの協力の下に進めておりまして、一定の成果はなし得たといえますか、そういう状況でございますけれども、今般の気候変動の時期が非常に顕在化しているという認識の下に、さらにその事業所の取り組みレベルの底上げを図るためには削減義務化の導入と、それに伴う取引制度の導入が欠かせないと認識しているところでございます。

8ページでございます。大規模以外の企業さんに対してはどうするのかという問題がございまして、ここで1つ私どもとしては提案していますが、環境CBOあるいは金融機関への働きかけといった行動をすることによって自主的な取り組みの促進をお願いしていくというものでございます。

9ページでございます。家庭のCO<sub>2</sub>削減を本格化するというものでございます。家庭部門も非常に重要なセクターなわけでございます。まず、私どもの考え方といたしまして、この9ページの上にありますように白熱球一掃作戦といった形で、具体的な省エネの取り組みを行政として提示をして、普及啓発を図るようなことを推し進めていきたいと思っております。

それ以外にもこの9ページの下にございますように、住まいづくりでありますとか、あるいは10ページにございますけれども、真ん中のほうですが太陽光発電や高効率給湯器など、こういった省エネの機械を家庭部門に広げていくような仕組みを構築していきたいと考えてございます。

11ページでございます。方針Ⅲ、都市づくりでのCO<sub>2</sub>削減のルール化でございますが、都市における建物の省エネ仕様というのは今後数十年でCO<sub>2</sub>排出量を規定化するというところで、非常に重要な問題でございますけれども、私どもとしては都の施設については省エネ化を徹底的に図るということで、「省エネ東京仕様 2007」というものをつくりまして、今後全面的に適用してまいりたいと考えてございます。

また、11ページの下でございますが、大規模新築建築物に対しても省エネ性能の義務化等を図ってまいりたいと思っております。

12ページでございます。それと併せて現在、マンションに対しては環境性能表示の取り組みを行っておりますが、それをマンション以外にも広めていきたいというふうに考えてございます。

13ページでございます。方針Ⅳ、自動車交通でのCO<sub>2</sub>削減の加速でございます。運輸部門も東京全体のCO<sub>2</sub>排出量を大きく占めているわけでございますが、まずは車本体の低燃費化を進めるということで、ハイブリッド車などの普及を目指すルールの策定をしてまいりたいと思っております。

また、燃料についても第二世代バイオディーゼル燃料などの率先導入プロジェクトを開始しておりますが、その取り組みを進めてまいりたいと思っております。

また、車の単体の問題だけではなくて、運転の仕方という意味でのエコドライブの促進でありますとか交通量対策そのものの取り組みについても今後とも進めてまいりたいと考えてございます。

14ページでございます。そういった方針それぞれの各部門の取り組みを支える独自の仕組みを構築していきたいというものでございまして、先ほど説明いたしましたCO<sub>2</sub>排出量取引制度の導入でありますとか、あるいは都独自の省エネルギー促進税制の導入を減免、課税の両面で検討していきたいということで、具体的には私どもの東京都税制調査会で今年度検討を進めてまいるといふものでございます。

15ページは今申し上げましたそれぞれの取り組みが相互に関連するようなものをわかりやすく図示したものでございます。



こういった各部門への取り組みを促すとともに、16 ページでございますが、東京都も都内最大のCO<sub>2</sub>排出事業者といたしまして、自ら大胆な削減行動を実施してまいりたいと思っております。それとともにすでに近隣の埼玉、千葉、神奈川という首都圏あるいは全国の自治体との連携も取り組みつつございますが、これを全面的に展開してまいりたいと思っております。それと加えて世界の大都市あるいはアジアの都市の挙動等を見据えてまいりたいと思っております。

18 ページでございます。こういう私どもの取り組みについては具体的には今日ここで開かれているステークホルダー・ミーティングの実施などを推し進めるとともに、大規模CO<sub>2</sub>排出事業所に対する義務化などは条例に係わる事項でございますので、その具体的な検討を進めまして平成20年度の条例改正を目指してまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○進行役(花木教授) ありがとうございます。いろいろと質問などをしたい方もおられると思いますが、それはそれぞれの順番のときにおっしゃっていただきたいと思っております。

それでは、西岡先生が間に合わないかなと思ったらちゃんと来られまして、議事の3番目の「温暖化の現状について」、国立環境研究所で今温暖化を一番担当しておられる、私も一緒にプロジェクトをやっている仲ですけれども、よろしく願いいたします。

○西岡(国立環境研究所参与) どうもありがとうございました。10分ぐらいかけて温温暖化防止の必然性あるいはその可能性についての話をしたいと思います。

資料1というのがお手元にあるかと思っております。IPCCの第4次報告書というのが3ページ目でございます。2月2日に発表されましたIPCCの第4次報告書のポイントだけですが、まず何と言っても温度上昇が加速しているということが報告されました。

2ページの表、ちょうど上にありますので見ていただきますと、この100年ぐらいの平均の線と比べますと、1960年ごろから2000年にかけて平均が書かれておまして、その勾配は非常に急激になっております。蓋を開けてみたら気候変動、温度に代表されておりますが、それが加速しつつあるという状況が見られたということでもあります。現実には、それとともに豪雨の頻発あるいは積雪面積が少なくなっているといったことが観測されているわけです。

2つ目のポイントといたしましては、この温暖化というのは人為起源であるということはかなり確実である。不確実性論争に終止符を打ったのではないかなと思われまます。それが第2点目です。

第3点目ですけれども、この温暖化は今対策を打ったからといってすぐに効くものではな

くて、非常に慣性があるということで、2030年まで10年当たり0.2度上がる。単純に3倍いたしますと0.6度上がる。

全体として温度の1つの基準といたしまして、EU等々では産業革命以前から2度上がると危険なレベルであるということをやっていることを念頭においていただくと、このコミットメントライズと申しますか、上がってしまうという部分は非常に大きな意味を持っている。すでにさまざまな洪水等々が見られるわけですが、適応策は必要だということの意味しているかと思えます。

4番目ですけれども、このまま温暖化が進行していきますと、従来型の化石燃料経済発展社会では平均4度ぐらい上がるだろう。最高は6.4度と言っていますが、4度ぐらい上がる。しかしながら、今から循環型社会を目指していけば1.8度ぐらいの上昇ですむのではないかと。

しかし、5番目にございますのはとは言いながらも我々不確実なところがございまして、正のフィードバック、温度が上がることによってさらに温室効果が加速されるというようなことも想定しておく必要がある。すなわち慎重な手を打っておく必要があるということが言われております。

4ページに移りますと、その気候変動というのは単に温度が上がったとかそういうことだけではなく、さまざまな自然生態系あるいは人間社会に影響を及ぼしているんだという例がございまして、例えば森林火災、すなわち山火事が増えているとか、熱波がヨーロッパを襲ったといったことも1つの例ではないかなと思いますけれども影響し始めてきているということが言われております。

このまま温暖化が進行しますとどうなるかということが5ページ目に書いてございまして、我々が一番大切なのは水資源がどうなるかということですが、それを見ますと0から1、2、3、4、5度と上がっていくに従って、その一番頭に例えば水のところ、湿润熱帯地域と高緯度地域での水利用可能性が増加するという一方で、雨が循環がよくなるということはずっと続く。しかしながら、それと同時に中緯度地域と半乾燥、低緯度地域での水利用可能性の減少及び干ばつ、要するに雨の降るところは降るし、干上がるところは干上がっていくという状況が0度の上昇でも見られるということでもあります。

全体といたしまして2度から3度のあたりに大きな転換点がある。例えば食料のところを見ていただきますと、食料は上から2番目、低緯度地域における穀物生産性の低下、すなわち途上国において穀物生産性が低下するというのが1度ぐらいから現れ始めまして、それがどんどん続いていきます。

一方、それでは中高緯度地域における穀物生産性はどうなるか。温度が上がっていく分、北のほうでは生産性が向上する。しかしながら、それも3度以上になりますと幾つかの地域で穀物生産性が低下するというので、2度から3度あたりが言ってみれば曲がり角ということになります。健康の面で、あるいは沿岸域の被害といったものもこのあたりから非常に顕著になったということが指摘されております。

6ページに移ります。さて、そういう状況で我々が何をしなければいけないかということ非常に簡単な絵で示したのがこのお風呂の絵でございます。お風呂の中は大気だといえますと私ども人間活動から水道の蛇口から人為的排出量72億トン、7.2Gtの炭素換算、二酸化炭素を毎年出している。そして、自然の吸収量はお風呂の下にありますように3.1Gtしかない。

あるところでともかく気候を安定しようと思ったら、この水面を一定にしなければいけない。そのときは入ってくる量と出ていく量は当然一定になっていなければいけない。同じでなければいけないですけども、これだけを見ても究極にはこの7.2Gtを3.1まで絞らなければいけないということはおわかりになるかと思えます。

この自然の吸収量につきましては、今回のIPCCでも幾つかの前のレポートに比べて変動がございましたけれども、これ以上増えそうもない。あるいは、このお風呂の中でフィードバックが起こって、さらに内部発生があることを考えると、3.1ではすまなく、もっと下げの必要があるのではないかと思います。

それでは、いつまでに下げなければいけないかということでございます。お風呂の中を見ていただきますと、現在、自然の濃度はもともと280ppmだったのがこの100年間の工業化で380まで増えております。そして、私は先ほど申しました今から2度、産業革命以前から2.4度あるいは2.8度、2.5度と言っておりますが、そのあたりの濃度が400~440ppmという具合に想定されているわけでございますが、380と400の差というのはたったの20しかない。

年間、上にございますように1.9ppmずつ増えている。2ppmずつ増えていると考えますとあと10年、あるいはもしこの不確実性440のほうを見たといいたしましても30年の間にこの危険なレベルに入るわけです。こういうところに入らないように、どうこの水道の栓を締めっていくということが望まれているわけでございます。

それで、そのグラフにつきまして、それがどういう道筋を通るべきかということを書いたのが7ページでございます。7ページの右の上の図にB2というのがございます。これは成

り行きでいきますと、左の気温上昇でごらんになれるように、どんどん温度が上がっていつて、2150年まで書いてありますが上がっていきます。

もし、私どもが2.5度ぐらいで抑えようとしめすと三角形の線を行かなければいけないということで、その三角形の線を見ますと2010年ぐらいから下げ始めて2050年ぐらいには、星が打ってございますけれども、右の図、すなわち現在から温室効果ガスは半減しなければいけないということが言われております。

これは私のモデルだけではなくて、世界的にもそういうことがいろいろなモデルで計算されており、これが1つのメルクマールということで、「美しい星」でもおおむねそのあたりをいっていると見られる。

8ページに移りますけれども、日本は究極的にどれだけ減らさなければいけないか。世界で50%減らすということになりますと、先進国はそれ以上に減らさなければいけないということは念頭にお持ちかと思えますけれども、究極にどういうことかといいますと、もし3Gtを等分に世界中の100億人で割りますと、1人当たりの日本の割り当てが出ますけれども、それに想定される人口1億人、もう少し低いかと思えますけれども、それを掛けますと日本全体の排出量が真ん中にございます0.03Gtぐらいになります。1990年の日本の排出量は0.3Gtですから、言ってみれば90%減らさなければいけない。これは究極の姿です。しかしながら2050年ぐらいの状況だといろいろな要因を考えることになると思えますけれども、それは多分60ないし80%ぐらいのオーダーであろうということがございます。

それが突飛な話ではないということは、次のページ、9ページに欧州における中長期目標の例というのがございます。イギリスはすでに2003年2月、エネルギー白書で2050年までに60%減らすんだということを言い、そして現在、これを法案の形で上程しているという状況であります。

最後に10ページに、お手元にパンフレットがございますけれども、私どもの研究で一体日本で70%削減ができるだろうかということを検討した研究成果がパンフレットになっております。あとでごらんになっていただきますが、結論といたしましては2050年に想定されるサービス需要を満足しながら技術選択をうまくすれば、CO<sub>2</sub>を90年に比べて70%削減する技術的なポテンシャルがある。技術的なポテンシャルはありますけれども、それをきちんとしたインフラの上に乗せていく。あるいは、そういう形の技術を推進する形をつくっていくということは、これからの仕事であるかと思えます。

以下、いろいろ書いてございますが1つだけ、13ページだけ見ていただきたいと思います。

す。12 ページ、13 ページでございますけれども、結局、その削減はどこで行われるかというものの非常に大きなポイントは、2000 年の実績の二次エネルギー消費でございますが、2050 年、二つのシナリオを考えていますが、どちらにいたしましてもエネルギーの需要を 40 ないし 45%減らす。これがポイントです。従来はエネルギーを供給する側が便利な技術をエネルギーを使って実現してくださいということで進んできたわけですが、これからはすっかり考え方を改めて、エネルギーをなるべく少なくするということが技術の競争のポイントでもあり、また省エネあるいはエネルギー安全保障のポイントでもあるという方向に向かっていくのではないかと考えております。以上です。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。非常にもりだくさんでした。皆さん、おわかりいただけましたでしょうか。

先ほど都からの新しい方針、西岡先生の現状、日本として減らさなければいけないという根拠、そのお話を伺ったところですが、これから順にステークホルダーの方々からご意見を伺いたいと思います。私のほうから順番にお名前を呼ばせていただいて発言していただくようにしたいのですが、問題は非常に時間が限られていて、また大勢の方にご参加いただくということですので、お一人当たり 3 分程度を目安にお願いしたいと考えております。時間が過ぎた場合には事務局のほうから合図しますので、ぜひご協力をお願いいたします。選挙のテレビ討論会ほど時間の運用は厳密ではないですが、3 分ということをお願いいたします。

皆様からご意見をいただくときに東京都に対するご質問もあろうかと思っておりますけれども、そのつどではなくて、まとめて最後にお答えをするという形で東京都をお願いしたいと思いますが、それでよろしいですね。そのようにしたいと思います。

さて、それでは早速進めたいと思いますが、時計回りに進みたいと思います。準備はよろしいですか。

東京商工会議所の西堀さんからお願いします。

○西堀（東京商工会議所） 名簿が一番上にあつたので心配をしていたのですが（笑）、最初のほうでちょっとうまくしゃべれないと思います。恐縮でございます。

今回、提示されました対策方針を拝見させていただきまして、ぜひこういう基本的な方向で進めていただきたいと思いますと考えております。特に商工会議所としては温暖化対策というのは喫近の課題でもございますので、商工会議所を挙げて主体的にこの温暖化対策に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

現在、2020年、25%削減という目標が設定されておりますが、今後、部門ごとの目標あるいはその実現に向けた具体的な手法等をぜひ示していただきたいと考えているところです。

今回、中小事業所に対してその省エネ対策の促進支援といったことが政策の中で検討されるということですが、中小企業、中小事業所におけるCO<sub>2</sub>の削減というものも重要でございますので、これは行政の施策としてぜひ支援を願いたいと考えているところでございます。

ただ、今般、先ほどもお話がございましたが、大規模事業所に対する削減の義務化ということが出ておりますが、すでに地球温暖化対策計画書というようなことで国の省エネ法を超えて、東京都は積極的な対策を講じているところでございまして、これがスタートしたばかりでございますので、ぜひこういった制度を活用しつつ、削減手法の確立あるいは建物の省エネ仕様書の策定といったようなものを具体的にうまく検討するべきであって、あまり拙速な条例化による規制というところに入る前にきちっとした議論、検証に努めていただきたいと思っております。

現在、千代田区さんが温暖化対策に対する条例化を個別に区レベルで展開しようというお話がすでに出ておりますが、今回、国が策定していないということの中で東京都がそれをリードするという姿勢はわかるのですが、同じように区レベルでできる。都がやらないから区がやるという方向になってきますと、温暖化対策といったものが都内23区内で見ても一体どういうふうに関係されていくのかといったようなことで非常にわけがわからなくなっていくという状況もございまして、この辺のところはやはり国との関係、そして自治体との関係も明確にしていく必要があるのではないかと考えているところです。

とりわけ企業におきましては活動の範囲が世界的な規模、あるいは国内各所に事業所があるということの中で展開しておりますので、やはり温暖化対策というのは企業単位に進めていくものでございます。各地の事業所の省エネへの投資というのは企業が負担するということもございまして、事業所単位に排出量を確認することは理解できますけれども、東京都に限った規制あるいは削減の義務化に関してはぜひ十分な検討をお願いしたいと思っております。

東商として昨年からはエコ検定をスタートしてございまして、今回の計画書の一番最後にもございますカーボンマイナス・ムーブメント、こういったことがまずは手始めに重要でございまして、その間にきちっとした検証、知見を蓄積していくべきものと思っております。

時間が過ぎてしまいました。すみません。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。続きまして、東京都トラック協会の遠藤さん。

○遠藤（東京都トラック協会） 東京都トラック協会の環境部の遠藤でございます。日ごろ、トラック運送事業をご利用いただきましてありがとうございます。

トラック業界は15年10月に都条例が実施され粒子状物質というPMの問題に対応してきました。その当時も車両が約10万台ある中の5万台程度がすべて対象ということもありまして大変な厳しい対応を迫られた業界であったのですが、さらに追い打ちをかけて国のNO<sub>x</sub>・PM法というのがありまして、これも同じように小型トラック8年、普通トラック9年使用した車については一切使用ができないというような厳しい法令でありました。そういった中でそれらをクリアしてきて、これからはCO<sub>2</sub>対策だろうと思われております。

そういった状況の中で今まで環境対策は受動的な立場で受けてきたものをCO<sub>2</sub>対策については営業用のトラックは全国でも3%程度しかCO<sub>2</sub>の排出はしておりません。要するにかなり効率的な輸送をしていることです。その中でもさらに我々として努力できる部分をやっつけようということで、全国に先駆けましてお手元の参考資料に東京都トラック協会のホームページを載せてありますけれども、その一番下のところ、グリーン・エコプロジェクトというものを昨年立ち上げました。

これは昨年、改正省エネ法等がありまして、運輸部門にもそういう取り決めができた関係もありますので、トラック業界は99%が中小企業でございますので、当然そういった中で対応が困難であろうということですが、それでもやっつけていかなければいけないということでグリーン・エコプロジェクトというものを立ち上げたということでございます。

その中で努力した結果を、昨年度の実績を次のページで出させていただきました。80社中、過去の燃費データのある31社程度の数字ですが、車についても約2,000台中559台というデータなので、全体的に見ると大変少ないのですが、活動前に全体の3.82 km/ℓから活動した後には4.11 km/ℓということで、7.5%の上昇が見られるということと、この効果としましては燃料消費の削減ということで29万2,540ℓ、CO<sub>2</sub>換算でいきますと76万6,456 kgが削減できたということで、ドラム缶で換算しますと1,463本分です。この参加したメンバー80社が同等の向上率とするとCO<sub>2</sub>192万6,673 kg削減の効果が出たということでございます。

グラフを見ていただくと、活動前と活動後ではこのようになるということと、もう1つは一番後ろのページでございますが、これは参加したメンバーの1,824台のうちの燃費の基準

を大幅に上回っているというデータでございますので、実測燃費が書いてあります。トラック業界としても前向きな方向で進めているということでございますので、ご披露させていただきました。ありがとうございました。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。それでは、東京都病院協会の篠原さん。

○篠原（東京都病院協会） 東京都病院協会の環境問題検討委員会委員長代理の篠原と申します。医療というのは、特に病院というのは設備コスト、人的コストの割合が非常に大きい産業でありまして、なおかつその収入源である医療費は公定価格という一つの問題があります。

例えばグリーン電力証書を利用したいと思っても、高額医療機器等の償却で手一杯というのが現状だと思います。ですから、環境負荷改善のために投資額等をそれに上乗せすることもできませんし、取引上有利になるということも考えにくい業種です。

それから、先ほども対策方針にも一部載ってございましたけれども、税制面等の行政の積極的で有効な施策を期待しております。

CO<sub>2</sub>排出に関しますインジケータはいろいろありますけれども、私のところの施設では1998年にISO14001を取得してから診療単価の割合ごとのCO<sub>2</sub>排出量の数値を把握しておりますけれども、ほとんどの医療機関ではエネルギーごと、あるいは廃棄物ごとに換算したCO<sub>2</sub>の排出量というのはあまり適切には把握しているとは言い難いと思います。東京都病院協会としては、そういった仕組みは、すでに仕組みはいろいろありますけれども、そういったものを浸透させていきたいと考えています。

あと、病院に入院される方というのは四六時中検査をしたり、手術をしたりというのではなくて、入院される方のほとんどの方は病院に場所を移して生活をしている。ですから、病気をしなくて家庭におられれば家庭で生活をしている部分の排出量というのがあるわけです。病院に入院された場合にかんがりの部分、本来生活をしているうえで出しているCO<sub>2</sub>という考え方もできると思います。その辺を明確に分けて、純粹に医療行為、医学のために排出される部分、それから本来その方が病気をしている、していなくても排出される生活の部分に分けて、医療として何をしなければならぬのか。何ができるのか。何ができないのかを明確にして行動をしていきたいと思っております。以上です。

○進行役（花木教授） ありがとうございました。東京ビルディング協会、岡本さん。

○岡本（東京ビルディング協会） 東京ビルディング協会の岡本でございます。お手元に参考資料2として配布資料という形でお配りしておりますので、これに沿いましてお話しさせてい



ただきたいと思えます。

基本的な考え方でございますが、オフィスビルのエネルギー消費量につきましては、90年基準値に対しまして42%と大きな伸び率を示してございます。

内容を見ますと、暖冷房用の伸びは1.2%程度でございますが、照明あるいはOA機器、冷凍庫、あるいは厨房用、これらが大変大きな伸びになっているのが特徴でございます。

また、最近のオフィスビルにつきましては、単なる事務所ビルといいますよりは商業あるいは飲食などの機能との複合化の傾向が顕著でございまして、基本的にはテナントレベルにおける対策の強化が必要ではなかろうかと考えているところでございます。今後、東京都さんと連携しながら、こうした点も含めた専門的な検討に着手してまいりたいと思っております。

このたびの都の方針につきましての意見といたしまして、5点ほど申し上げたいと思えます。まず第1は、省エネ法に基づく届出義務の徹底でございます。省エネ法に基づく届出率が現在74%程度でございます。建築物環境計画書制度の充実、強化も重要でございますけれども、まず届出義務そのものについての履行というか、徹底することが大切ではなかろうかと思えます。

第2にテナントの役割の強化等で、オフィスビルにおける地球温暖化対策には、専用部分についてのテナントの協力が不可欠でございます。推進体制の整備を図っていく必要があると考えてございますが、そのためにも東京都の地球温暖化対策計画書制度において、計画書の策定が義務づけられるテナントの範囲の拡大についてご検討をお願いしたいと思っております。

なお、現行の地球温暖化対策計画書制度につきましては、新築時に省エネルギー化を図ったビルのほうが不利な評価を受ける傾向にございますので、新築時の努力プラスその後の削減努力、これを総合評価する方式に改めるべきではなかろうかと考える次第であります。

第3は、中小ビルの省エネ化の促進の問題でございます。これにつきましては、複数の中小ビルがテナントも含めまして省エネ型の機器を共同で大量に購入することによるコスト軽減が有効ではなかろうかと考えられますので、そういったことへのインセンティブをご検討願えればいかがと思っております。

第4に、東京都独自の省エネルギー促進税制の問題でございますが、新規税目の創設につきましては国とも十分調整を図りながら、慎重なご検討をお願いしたいと思えます。あくまでも税込中立を前提としていただきたい。

また、トップランナーレベルの省エネビル等に対しましては固定資産税、都市計画税の軽減措置を導入されたく要望する次第でございます。

最後に第5といたしまして、都と国あるいは区市との役割分担の明確化の問題でございます。先ほど、東京商工会議所さんからもございましたけれども、最近一部の区におきまして区内で完結したCO<sub>2</sub>削減の目標を掲げまして、しかも一定の建築行為等に対して協力金を賦課する条例を制定する動きがございます。地球温暖化対策は限られた区域で完結できるものではございませんので、国、都あるいは区市の密接な連携によりまして広域的見地から施策が講じられるように東京都さんとしての的確なご指導をぜひお願い申し上げます。以上でございます。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。続きまして、日本経済団体連合会の山田さん。

○山田（経団連） 経団連の山田でございます。よろしく願いいたします。

このたび東京都が実効性のある温暖化対策を率先してつくられたことに敬意を表したいと思います。真に実効ある対策づくりに向けて、経団連としても最大限協力していきたいと考えております。

そういった観点から、方針Iの企業のCO<sub>2</sub>削減について一言申し上げたいと思います。この方針の中で東京都は「これまで実施してきた計画書制度の下、削減計画の提出と公表、実績の評価と公表を通じ、実行可能な対策の徹底により、すべての事業所において削減対策の底上げを図ることができた」と評価されております。

こうした評価にもかかわらず、また5年計画の途中にもかかわらず、「削減目標が低位にとどまっていることから、大規模事業所に総量削減義務と排出量取引制度の導入を目指す」とされています。東京都と各企業が協力して実行してきた現行の計画書制度の評価と、いわゆるキャップアンドトレードの導入必然性について論理的な説明がなされていないように思います。また、キャップアンドトレードの導入は合理的ではなく、企業のCO<sub>2</sub>削減の実効性が危ぶまれると考えております。

すなわち、産業界としてもエネルギー効率の改善には全く異論はありません。効果的な技術の導入を通じ、トップランナーの効率に近づけていくことはコスト削減の観点からも極めて重要であります。しかしながら、エネルギー効率に係わらず排出総量にキャップをかぶせることは、効率が良い企業の成長を抑制し、効率が悪い企業を生き延びさせることとなります。また、都内での生産を制限しても日本全体の需要は減るというわけではありません。

一方、東京都も指摘されているとおり、現状の問題が4分の3の事業所には削減余地は大きいということであれば、省エネ技術に関する知識や経験が少なく、導入資金が足りない中小企業に対するきめの細かい実践的な施策について検討する必要があります。これこそが小回りの効く地方行政が行うべき対応ではないかと考えております。

いずれにしても中長期にわたって経済成長と温暖化対策を両立させるためには、大企業と中小企業の連携、あるいは行政と民間の協力による環境技術の開発と普及が不可欠であると考えております。経団連あるいは産業界としてもこうした観点から最大限協力していきたいと思っております。以上です。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。それでは、日本自動車工業会の谷口さん、お願いします。

○谷口（日本自動車工業会） 自動車工業会の谷口でございます。本日は企業としての自動車メーカーの考え方につきましては、ほかの企業の方がご発言されますので、私からは東京都さんの方針のIV、自動車交通に係わるところに関して業界としての考え方、それから日本全国になりますけれども運輸部門からのCO<sub>2</sub>の現状等についてお話をさせていただきたいと思っております。

自動車は東京都のCO<sub>2</sub>排出量の2割というご説明がございました。これは全国レベルでも大体そんな値、これは飛行機なども入っています。それから、世界的に見ても2割程度が運輸部門からのCO<sub>2</sub>ということですので、そのCO<sub>2</sub>を減らしていくというのは大変重要なことだと思っております、メーカーも非常に努力をしているところでございます。

日本国内については、2000年ぐらいで自動車交通のCO<sub>2</sub>が頭打ちになりまして、最近では削減傾向になってございます。05年度に環境省さんのほうから確定値が出ましたが、2億5,700万トンというCO<sub>2</sub>の排出であったようでございまして、目達計画の目標が2億5,000万トンということで、達成は可能な水準まで追いついてきたという状況でございます。

自動車単体につきましても以前から乗用車を中心に大型化しているのではないかとというようなことが言われました。確かに90年代の前半、80年代ぐらいからでしょうか。安全対策とかユーザーさんの好みとかの問題で乗用車が大型化してまいりましたが、10年ほど前、ちょうど97年ぐらいを境に重量化がストップしてございます。最近では燃料価格が高騰しているということもございまして、ごく直近では重量化というよりもむしろ小型化のほうに変わってきているという状況でございます。

それから、運輸部門に興味をお持ちの方はお気づきかと思っておりますが、今2010年燃費基準

というのが決まっていますが、さらにその先の 2015 年の燃費基準が正式に決まりました。これは今の自動車の燃費の実績から比べても約 25%。2010 の基準に比べたら約 30%さらに向上させようという基準でございます。技術的にはまだ確立していないところがございますけれども、メーカーはそれに向かって頑張っているというところがございます。

もうちょっと先を考えますと、環境問題はもちろん重要ですけども、それと日本のエネルギー事情を考えますとエネルギーセキュリティというところから燃料の多様化、東京都さんの提案にもございますがバイオなども含めてハイブリッドも含めてですけども多様化が必要でございます。その辺もメーカーも開発を加速しているというところがございます。

東京都さんの提案については詳細なお話をお伺いしてございませんけれども、私どもとしてもこれからできるところは協力をさせていただきたいと思っております。ただ、1点注意していただきたいのは、例えばバイオ燃料というのがございます。あまりにバイオ燃料を急ぐということで品質の確保を忘れて過去に車のトラブル、例えば火災になったりとか、それから燃料詰まりで車のトラブル、いろいろ発生してございます。そういうところでユーザーさんに迷惑がかからないような方策をぜひ実施していただきたい。

ちょっと時間をオーバーいたしまして申し訳ございません。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。日本私立大学団体連合会の小出さん。

○小出（日本私立大学団体連合会） こういう機会をつくっていただいたことにお礼を申し上げます。それから、同時に東京都がかような方針を新たに取りまとめられたことに敬意を表したいと思います。

私は今日、この席に入りまして教育機関、学術研究機関の抱えるCO<sub>2</sub>削減の問題はどういうように進めていったらよろしいのか。東京都のこのたびの方針の中に教育機関、学術研究機関に係わる取り組みの切り口が希薄ではないのか。関連するところは見受けられるけれども、この点をいかにとらえていったらよろしいのかという疑問を抱いています。

私立大学の取り組みということについて2つ目のお話をいたします。今、全国に580の私立大学がございます。その私立大学におきましては環境問題は極めて重要ということで、それぞれの大学がそれぞれの取り組みをしておられるところであります。今、私のところに報告が上がっているだけでも東京都にございます工学院大学、法政大学、玉川学園、芝浦工業大学、東京農業大学、明治大学等におきましては環境マネジメントシステムを構築しまして、ISO14001の認証を取得しているところであります。

法政大学、早稲田大学、国学院大学、実践女子学園、武蔵大学等は環境省のチーム・マイ

ナス6%に参加しているところでございます。また、先般、千葉にございます千葉商科大学も削減目標を定めて学生のアイデア等もそれに組み込んで目標達成をしていくという取り組みを開始しました。

このような方向、傾向をしっかりと私どもは団体としては助長、エンカレッジさせていくことが大事であるというように考えています。そこで、これは東京都の今後の取り組みの中におけるお願いでございますが、高等教育機関等が学生に行う環境教育への奨励、評価・奨励・支援という点についてのご配慮をお願いできないか。あるいは大学等が本来の使命である学術研究面における活動等につきましての評価、支援等をお願いできないか。このようなことを考えてございます。

私立大学は経営組織体でございますから、この環境問題への取り組みを積極的に進めることは経営組織体として当然の責務であるということにもなり、その事柄は当然今後の人類社会に益する重要課題である、このように考えております。

日本は古来、「山川草木悉皆成仏」という考え方があるわけでございます。そういう伝統や精神風土の中でこの環境対策はしっかりとした取り組みを進めていく土壌は十分にあるというように考えています。以上でございます。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。日本百貨店協会の小豆澤さん。

○小豆澤（日本百貨店協会） 日本百貨店協会の小豆澤でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、百貨店業界の取り組みにつきまして簡単にご報告申し上げたいと思います。百貨店は全国で277店舗ございますが、東京都内には41店舗ございます。日本百貨店協会ではちょうど10年前の1997年に環境保全に関する自主行動計画を策定いたしました。今年の7月に改定いたしまして、都合これまで7回見直しをいたしまして、数値目標も引き上げるなど、業界を挙げて懸命に取り組んでいるところでございます。

例えば包装紙やショッピングバッグなどにつきましては2000年対比、2010年には25%を削減する目標を定め、スマートラッピングというネーミングで、これを考えるということですが、カンガルーをキャラクターに国民運動として取り組んでおります。

また、レジ袋につきましてはスーパーに比べまして量的にはあまり多くはございませんけれども、何とか削減できないだろうかということから日本百貨店協会ですべてのMyスマートレジ袋を制作いたしまして、6月15日から全国の百貨店で販売いたしているところでございます。

次に店舗のエネルギー消費量でございますが、これはCO<sub>2</sub>の排出量もほぼ同じ傾向でございますが、総量といたしましては本店法の規制緩和がありまして、売り場面積の拡大、営業時間の延長によりまして増加しているのも事実でございます。

しかし、原単位につきましては省エネ機器の導入等によりまして効率化を積極的に推進いたしまして、1990年比で毎年減少をいたしております。といいながら、これに甘んじることなく、今年1月の理事会におきまして1990年対比2010年には原単位で3%削減しようという決定をいたしました。しかし、これらでは足りないということで最近の情勢を踏まえまして、この7月の理事会におきまして2012年に6%削減しようということで決意を新たにいたしましたところでございます。

これを実現するために早速今年の夏、東京をはじめ全国の百貨店で冷房温度を2度弱めようという取り組みを始めたところでございます。そのほか、屋上緑化あるいは自然エネルギーの活用、納品車両の削減といったさまざまなことに取り組んでおります。

以上のことを踏まえまして、東京都の気候変動対策方針の一番目にあります大規模事業所に対する削減義務につきまして2、3点申し上げたいと思います。

百貨店は地域とともに成長、発展してまいりました。典型的な立地産業、文化産業でもございます。このために万一、総量規制ということになりますと店舗面積の拡大、あるいは営業時間の延長ができなくなるということで、生活者のための業容拡大が一切できないということになりますと、地域の活力を削ぐことにもなりかねません。すなわち今回の方針が出店規制あるいは営業規制につながるよう配慮いただきたいと考えております。

我々百貨店業界としましては、これまで店舗面積は営業時間を勘案した原単位で削減目標を定めてまいりましたけれども、それは活力を削ぐことなく省エネ効率を上げるということで、これがベストだろうという考え方でございます。

先ほど申し上げましたとおり百貨店業界は現在、自主行動計画に基づきましてさまざまな温暖化対策をやっています。したがって、この自主的な取り組みにつきまして評価をいただき、支援していただきたいと考えております。

そのほかいろいろ申し上げたい点がありますが、3分経過というペーパーがまいりましたので、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○進行役（花木教授） ありがとうございました。それでは、日本ホテル協会の満野さん。

○満野（日本ホテル協会） 日本ホテル協会事務局長の満野でございます。今日はこのような機会をいただきましてありがとうございます。

まず一つ、最初に申し上げたいのですが、皆様はホテルといいますと直ぐに非常にデラックスで贅沢な施設を想像され、また、エネルギーをたくさん使っている贅沢産業ではないかというイメージが強いかと思いますが、現在、日本中で営業をしている全ての宿泊施設は、厚生労働省に登録されていまして、その施設数が約6万5千でございます。私ども協会のホテル、日本ホテル協会の加盟ホテルはそのうちの約230でございます。客室数の規模で見ますと、私ども協会のホテルでは1施設の平均客室数が235、全国で約9千ある洋式ホテル全体の平均客室数は77、全国で5万6千ある旅館では15室位という状況でございますので、ほとんどが中小零細規模であると云えます。私どもの協会のホテルは都内ですと28施設ございまして、平均客室数が483で全国平均の倍位の客室規模でございます。

従いまして、私どもの協会加盟ホテルは数のうえでは全国でも東京支部でも本当に宿泊施設全体のほんの一部にすぎません。ホテルの事業規模というのは皆さん建物の大きさだけご覧になって想像されることが多いと思いますが、実際の売り上げ規模でいいますと、本日ここに御出席の産業界と比べますと、まさに中小零細に属するものでございます。従いまして、省エネの問題というのは設備投資にも関係しますので難しい問題でございますが、日本ホテル協会では環境問題への対応は安全・安心で快適な施設とサービスを提供する当協会員会員ホテルの社会的責務であると考え、平成7年から環境問題に取り組んできました。最初は、廃棄物、つまりごみ問題に取り組まして、そして平成13年からいわゆる温暖化防止ということで、私どもの会員ホテルで電力使用量を2010年までに95年比で6%削減することを目標といたしました。なぜ電力使用量かといいますと、ホテルの設備機器はほとんど電気で動いています。給排水も電気です。給排気も電気です。空調も電気です。最近は厨房もIH調理機器の導入即ち電気ということでございますので、電力消費量がほとんどの施設のエネルギー使用量の指標になると考えており、95年対比で2010年までに6%削減を目標としたわけです。

最近、ホテル施設の建て替えや新設が多いものですから、建て替え或いは新設ホテルにつきましては95年比というのは出ませんので、去年の6月に実施いたしましたサンプリング調査で、25ホテルほど建て替えや新築以外のところを調べました。地域、立地、規模、構造別になるべく性格の異なる施設を対象に実施したところ、平均の電力使用量では2000年においては95年比で12%削減されておりました。都市ガスでも22%減です。これは省エネへの取り組みは勿論、特に厨房全体の電気化やIH導入の効果が大きいと思われまます。

その後はどうかといいますと、2000年対2005年対比ですと、景気回復による稼働率のア

ップやIT機器の導入等による影響などと思われませんが、電力で0.6%程度使用量が増えています。先ほど申し上げた状況もありガス使用量は逆に1.3%落ちています。この理由の一つは私どもは観光立国ということで、現在、2010年までに1000万人の外国人に日本に来ていただくというビジットジャパンキャンペーンを行なっていますし、それに加えて去年の万博や景気の回復で稼働が高くなっていることも原因の一つと考えています。しかし、エネルギーコスト削減のため急速に設備更新も進めていますので、その効果も含めて全体としてはエネルギー消費量が削減傾向にあると考えています。

私ども、日本ホテル協会では今後更にISO14001の認証取得とか、NEDOの制度等を利用してエネルギー消費の削減などを促進するための情報提供等を行い、各経営者に対して地球温暖化対策の重要性や必要性とそれによる効果、即ちコストダウンにつながることで業界のリーダーとしての社会的な責任の重要性を訴えていこうということでございます。ほかの問題は各事業者さんと大体同じような内容だとお考えいただいてもよろしいかと思えます。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。それでは、不動産協会の林さん。

○林（不動産協会） 当協会はデベロッパーを中心とする大手の不動産会社202社から構成された団体でございます。環境問題につきましては97年4月に不動産業における環境自主行動計画を作成いたしまして、現在は昨年3月に作成されました第4版によりまして積極的な取り組みを進めておりますが、昨今のCO<sub>2</sub>対策の重要性に鑑みまして、一層の自助努力対策を進めていきたいと考えているところでございます。

同時に、会員各社はオフィスビルの開発、賃貸、運営等により業務需要にこたえ、あるいは住宅・マンションの開発、分譲等により住環境の向上に寄与する。さらには大規模都市開発によって都市再生に貢献するという役割を果たしているところでございますが、その立場を踏まえ、かつ今回は制度の詳細が必ずしも明らかではない段階と認識しておりますが、本日は基本的な考え方について次の5点を述べたいと思っております。

第1は、東京都が地球温暖化対策を行う。その必要性、理念には基本的に賛成でございますが、実際に行う場合には国の対策との整合性を十分確保していただきたい。制度設計を、あるいはその実施を行っていただきたいということでもあります。

現在、国においても地球温暖化の対策についてさまざまな検討が行われ、実施に移されるというふうに向っていますし、そういったことから考えれば目標の設定とか対策対象の範囲等々につきまして、やはり国の対策と十分な調整をお願いしたいと思えますし、先ほどの方が申されましたように千代田区等においても、また独自の対策が行われるということで、目



標あるいは年次がさまざまな形で設定されていると伺いますと、それを受け取る側としては大変な混乱が生じるというふうに恐れているところではありますが、その点をよろしくお願ひします。

第2に東京はご案内のように経済成長あるいは国際競争力の面においても我が国をリードするという重大な役割を果たしているということであろうかと思ひます。特に最近におきましては、産業構造等の変化によって業務化、それからグローバル経済という国際化が進みまして、いろいろな意味での業務機能の充実ということが1つの課題となっているわけではあります。

東京都における地球温暖化対策は、その必要性については十分理解しているつもりではあります、その上で東京の活性化と両立するような形で実施していただきたいというお願ひでございます。

第3番目は、大規模オフィスビル等の建築に対する一定の省エネ性能の義務化というテーマでございますが、先ほど申しましたように自主行動計画の中で、当協会の会員も新築のオフィスにつきましてトップランナーに相当するレベルを目指すということでいろいろな努力をしているところでございます。そういうことをさらに進めたいと考えております。

したがって、行政の進め方としてもできる限りそのような自主的な努力を尊重していただいて、規制等についてはできるならば避けて、自主的な努力の促進という形でしていただければありがたいと思ひます。

第4番目は、今、東京都が実施されておられる地球温暖化計画書制度、この制度はかなり効果があると評価されているように伺っております。私どももそれに対して協力したいと考えておりますが、一部においてそれが十分ではないということであるならば、どういう点にその問題があるのか。そういうことなども行政だけではなくて、民間のほうもご協力いただきたいと思ひますので、問題点の把握、そしてその改善というような形で段階的に進められるということがよろしいのではないかなと思っております。

最後に住宅ですが、住宅については基本的にここで示されている考え方に私どもも基本的なところで賛成いたしております。したがって、そのようなことをこれからも積極的に進めていただくと同時に、エンドユーザーの負担増を伴うことから、税制上等のインセンティブの付与についてもよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。以上5点でございます。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。それでは、三井住友銀行の高橋さん。

○高橋（三井住友銀行） 三井住友銀行の高橋でございます。本日は気候変動対策方針についてのコメントということで幾つか述べさせていただきたいと思ひます。

まず規制とかルールづくり、税制とかそういった枠組みにつきましては今まで各業界団体の皆さんからご意見が出ましたので、それらにつきましては内容とかバランスですとか、国全体との整合性を踏まえながら十分に検討、議論をさせていただければと考えております。

その一方、この方針に書いていただいておりますいろいろな企業の施策を支援、後押ししていただくような内容ということに打ち出していただける点は非常に感謝しております。

三井住友銀行におきましても環境というものについての活動は環境保全、自らの省エネ活動につきましてももちろん推進しているところですが、その一方で環境対策というものが1つの大きなビジネス、環境ビジネス、ビジネスチャンスにつながるのではないかという観点からもとらえております。

例えば排出権取引ですとか、エコローンですとか、エコリースという形でのいろいろなビジネス展開はできるのではないかと考えているところでございます。したがいまして、この都の方針で金融機関の取り組みについていろいろ語っていただいている部分については全く意見の一致するところも多くございまして、今後、このような取り組みを各金融機関、私どもを含めて金融機関の環境に対する取り組みをぜひ後押しするような仕組みをつくっていただければ。例えば信用保証などの面で協力していきながら、環境対策をより広く進めていくような施策についてもご協力いただければと考えております。以上でございます。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。それでは、石油連盟の橋爪さん。

○橋爪（石油連盟） 石油連盟でございます。石油連盟加盟各社は東京都をはじめとする関係自治体の要請を受け、2005年1月より硫黄分10ppm以下のサルファーフリー自動車燃料を全国供給を開始したところでございます。

サルファーフリーに至るまでの自動車燃料の低硫黄化に向けての私どもの取り組みにつきましては、2002年度、2005年度の2度にわたり「東京都環境賞」知事賞を授与していただいたところでございます。

石原都知事の強いリーダーシップの下に推進された一連の環境保全対策あるいはディーゼル対策においてステークホルダーとしての、燃料供給事業者としての役割と責任を果たしてきたことについてご評価いただいたものと私どもでは考えております。

それでは、今回の気候変動対策方針につきまして4点意見を申し上げたいと思います。まず、第1点は方針IVにございます自動車交通のCO<sub>2</sub>削減についてであります。資料13ページには低燃費車利用ルールを策定し、ハイブリッド車をはじめとする低燃費車の大量普及

を促進する旨の方針が示されています。欧州の実例等を見ますと、ディーゼル乗用車は同クラスのガソリン車に比して、約 30%の燃費改善が実現されています。今後は我が国におきましてもサルファーフリー軽油を前提として、クリーンかつ燃費性能に優れたディーゼル乗用車の普及が期待されるところでございます。

したがいまして、東京都におきましてもクリーン・ディーゼル乗用車を大量普及を推進すべき低燃費車として位置づけさせていただきたいということです。

また、環境自動車燃料の導入促進プロジェクトの項目で言及していただいておりますが、バイオエタノールにつきましてもすでに4月末より都庁、南庁舎前のガソリンスタンドにおきまして消費者の皆様方の安全安心を前提にバイオE T B Eガソリンとしてすでに発売しているところでございます。こういう形で都のグリーン購入にご協力を申し上げているところでございます。

第2点目は、民生業務対策及び中小企業対策についてでございます。資料9ページから12ページでございます。方針Ⅱ、Ⅲにおいては現在、排出増加が著しく、今後対策強化が望まれる民生業務部門について、また方針Ⅰ、7ページ、8ページの部分においては従来、十分な対策が講じられてこなかった中小企業対策について省エネ対策の推進を中心にきめ細かい政策が具体的に提起されていると感じております。こうした取り組みに今後期待するところでございます。

第3点目は、方針Ⅰ及びⅤで導入が明記されたCO<sub>2</sub>排出量取引制度についてでございます。石油連盟ではキャップアンドトレード方式の国内排出量取引については、官から民へという構造改革の流れに逆行するものとして強く反対しているところでございます。

15ページに図示された今回、東京都が提案されている排出量取引は取引しうるクレジットを大規模事業者など自らの削減分あるいは中小事業所からの削減量のクレジットに限定するなどヨーロッパのようなマネーゲームにしない配慮、あるいはグリーン電力証書の活用など弾力性を確保する配慮をしていただいているところでございますが、あくまで大規模事業所の排出削減義務という非常に強い規制を前提とされているところから、導入については慎重な検討をお願いしたいと思います。

最後に、方針Ⅴの末尾でございます省エネ促進税制の導入の減免、課税の両面で検討を開始するとされていることについてでございます。省エネルギー推進のため税制優遇を活用することは非常に意義あることと考えてございますが、課税とありますが、こちらの検討の中に仮に炭素税あるいはエネルギー税の導入も含めるということであれば、現在、原油価格が

高止まりしている現状、あるいは省エネ、CO<sub>2</sub>の削減効果、すでに過重な負担となっている石油諸税の現状等の状況を踏まえ、こちらについては慎重な対応をご配慮をお願いしたいと思います。以上でございます。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。それでは、東京ガスの原さん。

○原（東京ガス） 東京ガスでございます。エネルギー事業者としまして政策推進に協力する観点から述べさせていただきます。

まず、今回、東京都の気候変動対策が効果を上げるためには東京圏の特性を考慮した新しい社会システムを構築することが重要と考えております。と申しますのも、東京には巨大な夜間人口が定住するのに加えまして、オフィス、商業、医療、教育施設など多様な業務機能が集積しております。また、これは今後さらに集積が進んでいくと考えているからでございます。

このためエネルギー需給に関しては、以下のような特性があると考えております。まず、エネルギーの大量かつ高密度の利用が可能である点。もう1つ、廃棄物や下水汚泥などのエネルギー資源が豊富に存在していること。それと都市災害に備えた対応が重要であること。また、都心部を中心とした都市再開発の動きが活発であること。

こうした特性に対応したエネルギー供給システムは私どもとしては次の2つの柱によって構成されることが望ましいと考えております。

1つは、面的なエネルギー供給の推進。もう1つは、需要に応じた最適な組み合わせ、すなわちベストミックスによるエネルギーの供給でございます。

まず1つ目の柱、面的エネルギー供給でございますが、面的なエネルギー供給は先ほどビルディング協会様からも話がございましたが、建物間、街区レベルで面的にエネルギーを融通するものであります。

これは2つの利点がございます。1つは集約された需要に対して高効率の大型システムの投入が可能であること。もう1つは、個別建物の個別システムの弱点でもある低負荷率での低効率運転を回避して、より高負荷、高効率で運転することが可能であるからであります。すでに面的エネルギー供給を実施した事例でも地域全体で20%以上のCO<sub>2</sub>削減を実施したのもございます。

都市機能のさらなる集積化は家庭用、業務用分野に限らず運輸分野においても効率的な都市構造の実現を可能にしますが、この面的エネルギーの供給はコンパクトシティ化にも適合するシステムであると考えております。

また、このシステムはバイオマス資源などの再生可能エネルギーや都市廃熱などの未利用エネルギー活用をシステムに組み込むこともできますし、燃料電池などの高効率コジェネレーションなど、分散型エネルギーシステムを組み込むことができ、エネルギーのセキュリティの向上も実現することができます。

また、これまで東京都が導入を推進して来られました既存の地域冷暖房は、ある意味面的エネルギー供給でございますが、今後、順次設備更新期を迎えます。地冷プラントには省エネに優れます大型の高効率機の導入が容易でございますので、ぜひ導入の助成を推進していただきたいと考えてございます。

もう1つの柱は、需要に応じた最適な組み合わせによるエネルギーの供給でございます。企業は大規模事業所、中小規模事業所ともに用途ごとのエネルギー需要、熱、電力、こういったものの特性に適合した適材適所の省エネ対策を推進して、それを適正に評価することが必要だと考えております。コジェネと燃料電池、こういったもので系統電力を補い、廃熱を有効に活用していけばと考えてございます。

また、家庭では多様化する暮らしの快適性の確保と、それから暖房給湯を中心とするエネルギーの低CO<sub>2</sub>化の両立が求められていると考えています。私どもとしては高効率給湯器の普及と太陽エネルギーの利用拡大が有効な対策であると考えております。

以上申し上げましたけれども、気候変動対策、カーボンマイナス対策とはエネルギー問題そのものであると私どもは考えてございます。東京のエネルギー供給の一翼を担う事業者として政策推進に協力をしていきたいと考えております。以上でございます。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。それでは東京電力、影山さん。

○影山（東京電力） 東京電力でございます。すみません、ご意見をさせていただきますが、その前に30秒ほどいただきましてお詫びとお願いをさせていただきます。

先日の新潟県中越沖地震によりまして当社の柏崎刈羽原子力発電所の7基がすべて停止しております。社会の皆様に変なご心配とご迷惑をおかけしまして、大変申し訳ございません。心からお詫び申し上げます。

当社では発電所の安全確保をまず第一に取り組んでございますが、併せて電気を使ってくださる皆様の電気をお使いいただけるよう供給力の確保にも今取り組んでいるところでございます。

しかしながら、この夏、猛暑が来ますと一部電力の需給が逼迫する可能性がございます。ぜひ節電にはご協力をお願いしたいと思いますので、なにとぞよろしく願いいたします。

すみません、温暖化にも少し関係しましたので、お詫びとお願いをさせていただきました。

それでは、気候変動対策方針へのご意見をさせていただきます。この方針にはCO<sub>2</sub>削減、いろいろ対策が盛り込まれておりまして、電気事業もいろいろやっておりますので、こういったところでは方針が一緒だと思っております。協力してやっていけるのではないかと思いますので、ぜひとも力を一緒にしてやっていきたいと思っております。

そういった前提で2点ほどご意見を申し上げます。1点目は、大規模なCO<sub>2</sub>排出事業者への削減義務と排出量取引制度の導入でございます。事業者のCO<sub>2</sub>削減については今、地球温暖化対策計画書制度が動いていまして、この制度の下で対策に各自取り組んでおります。

この制度につきましては東京都さんと産業界が熱心に議論しまして、その結果つくった制度だと我々は認識しております。このときには規制的手法によるのではなく、企業の実質的な取り組みを都が高いレベルに持ち上げるんだ、指導、助言して持ち上げるんだ、こういうことで最も効果が大いという結論に達したと私は認識しております。

こういった制度の下で事業者は計画書をつくりまして、それで東京都さんがこれを1件1件真剣に見てくださいます、非常な苦勞で指導助言していただいています。東京電力も助言の結果、数パーセント上げさせていただきましたが、事業者はそれに応じて自分たちの目標を高いレベルに上げまして、ここにもありますように最初B、CランクあったのがほとんどがAランクになったという、そういう状況でございます。非常に実効性のあるいい制度だと考えております。

さらに地球温暖化対策推進ネットワークという、そういう組織を東京都さんは立ち上げまして、企業も協力しまして、技術を持った企業が中小企業ですとかそういうところにノウハウとか知見を開示して、好事例を共有するという取り組みを一緒にやってきました。こういった官民協力をしてやってきた取り組みを推進していくことは、さらに大きな効果があると思っておりますので、ぜひそういう取り組みを続けていただきたいと思っておりますし、我々もそれに協力していきたいと思っております。

排出量取引ですが、これは規制そのものでございます。これが入りますと、今までと趣旨が全く異なることとなります。排出量取引には今までいろいろ言われておりますように効率のよい事業所の事業が阻害されるですとか、あるいは抜本的なCO<sub>2</sub>対策は技術開発を阻害するですとか、そういったような問題があるということも指摘されております。こういった取り組みでは東京都と産業界の良好な関係も崩れてしまう恐れがありますので、ぜひとも今までの良好な関係を継続していただきたいと思っております。

2点目は時間がなくなりましたので一言だけ、家庭、オフィスの省エネ対策にはヒートポンプが非常に大きな効果を発揮しますので、エアコン、エコキュートといった高効率の機器をぜひ使っていただき、CO<sub>2</sub>削減に我々も貢献していきたいと思います。

企業も家庭もやる気が一番でございます。やらされるよりも自主的にやるというのが非常に効果大きいと思います。ぜひ東京都、都民、企業が協力してやる気で大幅のCO<sub>2</sub>削減を達成していきたいと思います。よろしくお祈りします。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。それでは、ESCO推進協議会の村越さん。

○村越（ESCO推進協議会） ご紹介ありがとうございます。最初にESCOというのは需要側から省エネルギーを、しかも民間ビジネスとして立ち上げていくという非常に難しいことをやっている事業であるということをもっと申し上げたいと思います。

そういう意味で東京都さんがこういうふうな立派な目標を掲げられて計画をしていただけるということは大変素晴らしいことであろうと思っておりますし、ESCOこそがこういうものの実現に対してメインプレーヤーとして活躍できるのではないかという自負もしております。

ただ、今回のこの計画と国が言っております「クールアース 50」の関係というのは特にここには示されておりませんので私もわかりませんが、「クールアース 50」を見てみると、これは日本の2050年の削減目標が50%と言っているわけではない。もちろん全世界での目標を言ったわけです。ただ、非常に意義あることと私などは評価しておりますのは、例えばアメリカや中国など、共通の枠組みの中に持ってくるんだということと、全世界でやはり50%というのは非常に大事だということ。この2点が非常に大事だということは非常によくわかる。

では、今のところ議論できていなくて、しかも「クールアース 50」をやろうとすると、先進国の役割はどうなるのか。途上国の役割はどうなるのか。その中で日本の役割はどうなるのかということをもっと位置づけをしながら議論をしなければいけないであろうと思っております。

そうすると、もちろん世界全体で50%だと日本のような先進国は70、80やらなければいけないと単純に思うかもしれませんが、途上国も省エネの努力をして進めていくということ、つまり全世界でやっていかないと西岡さんのレポートにあるようなCO<sub>2</sub>を削減していくことはなかなか可能ではないと思います。

したがって、そういう中でじゃあ東京都は何をするのかということを考えていくことが重要なわけです。皆様のご認識のとおりだと思います。ただ、東京都もすぐに 50%削減しなければいけないということを本当に考えるのか。あるいは、やはり途上国であるとか、先進国全体であるとか、そういう枠組みをもう一度しっかりと認識しなければいけないのではないかと考えております。

もう1つは今回、キャップアンドトレードが提案されています。ただ、規制だけで省エネ市場ができるかという、そこは非常に難しいであろうと僕は思っています。今までESCOを10年間支援してきた経験で言いますと、民間の中で実現可能なシステムをつくっていくということが非常に重要でありまして、これは規制だけではできないということでありまして、規制は非常に重要ではありますが、それだけではなかなか難しいであろうと思っています。

と言いますのは、エネルギーは産業や国民生活の必需品でありますから、これを規制するという事は同時に必需品としての役割をきちっと認識し、確保しなければいけないということにもなります。

最後に、時間がなくなりましたので東京都さんへの要望を幾つか申し上げたいと思います。まず人はESCOこそが温暖化対策実現のメインプレーヤーになるであろうと自負しておりますので、これはやはり一緒にどういうふうな方法があるかを考えていただければと思います。

次に、東京都の計画を実施した際の2020年、2050年の産業構造がどうなるのか。我々の生活はどうなるのかというようなことをちゃんと描いてほしいと思います。

それから、我が国だけではなくて途上国の省エネは非常に重要でありますので、東京都の規模があれば途上国への支援をどう考えていくかということもできるのではないかと考えていますので、そこは大変期待したい。

さらに、途上国も先進国も含めてであります。省エネ市場を一からつくっていくということになりますと、その中の1つのキーワードがやはり金融の市場の環境をどう育てていくかということだと思います。そこも一緒に考えていかなければと思います。

最後は排出権であります。さまざまな議論が出ておりますが、私どもの計算によりますと日本で省エネ回収をやって資本を回収するためのコストは、現在、トレードの中で言われている例えばトン2,000円というようなコストから比べますと10倍から20倍かかる。つまり今の取引コストというのは極めて安いというのが現実でございます。このような安い価



格がいいかどうかは別にしまして、こういう中では健全な市場が育成されるというのにはほど遠いというのが今のところの排出権取引の環境ではないかと思っています。したがって排出権取引をやるということであれば、これも民間の市場として健全な育成をしていくという観点から実現可能な方策をぜひ考えて頂きたいと思っております。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。太陽光発電協会の杉本さん。

○杉本（太陽光発電協会） 太陽光発電協会です。ありがとうございます。当協会では東京都さんのプロジェクトを全面的に支援させていただきたいと考えています。

日本の環境技術での太陽光の活用といいますのは、再生可能エネルギーの導入の見地から見ますと、CO<sub>2</sub>削減に大きく貢献できると考えております。

資料3にございますが、当協会では100万kWの太陽光発電の導入は公共産業部門で約3割の30万kW、住宅分野では約70万kWの導入が可能と推定いたしました。特に公共分野では公共施設への率先導入、さらに大規模産業施設への導入に関しましてはCO<sub>2</sub>削減水準を定めて、中小規模事業者からの排出量取引や、家庭からのグリーン電力証書などの活用などを進めることがよろしいのではないかと考えております。

特に民生家庭部門での中心となる住宅分野では、当初の3、4年の間に急激に普及を行うことが非常に重要ではないかと考えておりました、そのためには10年程度で投資回収ができる仕組みが非常に重要です。

具体的には3つの柱を考えております。1つ目の柱としましては、新たなグリーン価値の証書化です。まさにランニング支援という形で、例えば太陽光の自家消費のグリーン価値、さらに逆潮する部分のプレミアム価値、こういうものをランニング支援とするということでございます。

それと税制面での支援。さらに初期投資への設備支援。この3つの組み合わせをもって制度設計を行いますと、大規模な市場が生まれるであろうと私どもは考えております。

大規模な市場が生まれれば、大幅に価格低減も進むと考えております。特に家庭での太陽光発電システムの場合には、自らつくった電気を自分自らが使うということから、非常に省エネ行動が進みます。具体的には10%~20%進むケースもございますし、まさにライフスタイル自身を太陽光で変えていくという行動をもたらすんです。

私どもとしては需要が急激に立ち上がれば、当然、施工面の問題、供給面の問題が重要と考えておりました、産業界としては大規模な立ち上げのためのインフラ整備にも取り組みたいと考えております。

太陽光発電協会はユーザーの視点から消費者の理解促進を図るために国民運動を支援して、広く太陽光発電を社会全体で支援できるような仕組みを目指していきたいと考えております。

特に、環境エネルギー問題といいますのは、市場メカニズムだけではなかなか進みにくいものだと考えております。まさに東京都さんが強いリーダーシップを持った本プロジェクトが東京モデルとして新たな制度となって、これがまさに日本全体に波及していくことと確信しております。ありがとうございました。

○進行役（花木教授）　ありがとうございました。東京都環境学習リーダーの市川さん。

○市川（東京都環境学習リーダー）　皆様、こんにちは。環境学習リーダーの市川でございます。環境学習リーダーというのは、東京都が地域において環境学習活動とか環境保全活動を率先して行うリーダーとして平成6年から平成15年まで535名の修了生を輩出しております。あまり目立たない縁の下の力持ち的な存在ではありますが、地方自治体の具体的な施策、あるいは企業などの具体的な環境の住民へのイベントなどのお手伝いをしたり、そういう行政や企業と住民をつなぐつなぎ手の役目を担っている、大変な重要な役目を担っていると考えております。

今回、東京都の対策の方針の2の中に「家庭の二酸化炭素削減を本格化」と取り上げられております。家庭部門というのは二酸化炭素の削減がなかなか進まない部門だと言われて久しい部門でございます。たしかに規制や管理というのがなかなか届きにくいのが家庭部門ではないかと思えます。それがゆえにやはり普及啓発や環境学習というものが大変重要になってくると認識をしております。

環境学習と一口に言いますけれども、消費者として環境問題をとらえる、いわゆる消費者環境教育が重要になってくるだろうと思っております。これは今の市区町村レベルですと環境教育だと環境のセクションが、消費者教育だと消費者行政のセクションがやってくれているという縦割りの弊害を感じております。都庁ではこれを横串になめらかにやっという取り組みを進めていらっしゃるということですので、ぜひ都庁でリーダーシップをとって市区町村レベルでも消費者環境教育というものがスムーズに進められるように、ぜひリーダーシップを示していただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○進行役（花木教授）　ありがとうございました。グリーン購入ネットワークの中原さん。

○中原（グリーン購入ネットワーク）　グリーン購入ネットワークの会長の中原です。2点意見表明をさせていただきたいと思えます。まず1点は、この温暖化防止のための対策の論点は極めて限られているのではないかということでもあります。1つは環境技術で間に合うの

か、それで乗り切れるのかという問題。これは日本が環境技術立国を早急に立ち上げなければいけないだろうという産業側、もしくは大学を含めての要請であります。

2点目は、産業革命以降続いてきたこの消費の構造を根本的に変えられるかどうかということになります。消費構造の改革しかおそくないだろう。そのためには例えば今までご発表なさったビジネスの方々の商品をもっともっと買って得するような、いわゆる税制優遇措置がとられるのかどうか。そういうことを根底的に考えないといけないだろう。

3つ目は今隣の市川さんがおっしゃいました消費者環境教育に関することです。今まで述べました環境技術と消費構造のパラダイムチェンジ以外に生活行動様式・ライフスタイルで乗り切れるかどうかということでもあります。教育の果たす役割、もしくはサマータイムの導入、フェアトレードの問題を含めて労働、文化、習慣の問題がここには係わってくるだろう。それがまず第1点です。

2つ目は我々グリーン購入ネットワーク 2,900 団体、従業員数が約 500 万人います。今まで行動してまいりませんでした。この温暖化対策の問題については行動するしかないだろうということで、今月の 12 日、今週末に選挙を行う参議院選挙に対して環境マニフェストを全政党に突きつけました。こちらに環境マニフェストがありまして、これは安倍晋三自民党党首宛あてに出したものですけれども、7つの政党から我々の環境マニフェストを全部認めるという答えが出てきております。

これはどういうことなのか。我々は従業員数 500 万人を持っておりますが、家族を入れますと 1,000 万票から 1,200 万票ぐらいは取れるのではないか。そこでこの環境マニフェストを与党から野党まで全部認めてくれたというのは東京都が躊躇する理由が全くなくなる。すなわち外堀を国政で埋めたわけですから、もちろん我々は監視をしてまいります。東京都としては存分に温暖化対策をやっていただければと思います。

そういう意味で考えますと、議員は取っかえ引っかえできますけれども、この環境対応だけは今は待たなしであるということを私は西岡先生からの先ほどの発表で感じておりますので、ぜひその辺を肝に銘じてやっていただければと思います。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。グリーンコンシューマー東京ネットの善財さん。

○善財（グリーンコンシューマー東京ネット） グリーンコンシューマー東京ネットの善財でございます。このような場に列席させていただいてありがとうございます。私たちグリーンコンシューマー東京ネットは、グリーンコンシューマー、環境を考えて消費活動をする人

間が増えることで環境の負荷を低減できる、環境への負荷を減らすことができるだろうというふうに考えて活動してまいりました。

これまでもレジ袋を断るマイバッグキャンペーンだとか、環境講座の開催など、さまざまな取り組みによって消費者に環境を考えていただきたい、当事者として考えていただきたいという活動をしてまいりました。

一昨年からは地球温暖化防止・省エネ東京連絡会の事務局として、省エネに関する活動も行っております。今回、気候変動対策方針にも盛り込まれております白熱灯を家庭から一掃しようという、これを2年前から省エネ事業として東京都内だけですけれどもやってまいりました。

今回の東京都の気候変動対策方針、具体的に家庭への働きかけがよく見えないんですけれども、ここまで書いていただいているというところで我々としては評価ができると考えております。

日本人はとかく意識が高く、されど行動はせずと言われております。企業はいろいろな規制とか社会状況で行動を変えていくことができるんですが、家庭部門は当事者意識が薄く行動ができていません。そういう意味でも我々のような消費者団体とか環境を考えるリーダーの方たちと一緒に、環境学習の必要性とか、体験することの重要性とか、さまざまな面で当事者、自分たちが動かなければいけないんだという意識を持っていただくように働きかけが必要だと思っております。ぜひぜひ東京都も一緒に歩調を合わせて働きかけをしていただきたいと思いますと思っております。

あと1点、自動車社会に関する言及のところ、車社会をイノベーションでいろいろ変えていこうというのはわかるんですが、自転車レーンの整備などで国に働きかけて、脱車社会というところにも少々配慮していただく。これは配慮が必要なのではないかと考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。東京消費者団体連絡センターの池山さん。

○池山（東京消費者団体連絡センター） 東京消費者団体連絡センターの池山でございます。都内の消費者団体のネットワーク組織でございます。消費者団体はグリーンコンシューマーを目指して、環境にやさしい消費生活をとということで、環境家計簿の記帳、それからさまざまな環境学習会、環境ラベリング、マイバック運動等ライフスタイルを変える運動を続けてまいりました。そのような運動を続けてきまして、今回の東京都の気候変動対策方針ですが、都の施策というのは国に先駆けてという施策が多ございます。私どもは国がなかなか具体的

な施策を提言しないところを都が率先して提案することに対しては歓迎でございます。

都のこういう施策提言は他の自治体に大きな影響を及ぼすということでございます。特にⅡの家庭のCO<sub>2</sub>削減の本格化というところで、家庭からの白熱球一掃作戦ということが非常に具体的に書いてあります。経済的なインセンティブまで書き込んであります。

これだけをやればいいとは理解しておりませんが、これは消費者、都民のだれもが実行に移せる、非常に具体的な取り組み提案だと思います。いろいろ対策方針などを見ますと、消費者が具体的に何をやるのかがなかなか見えない部分がありますが、これは非常に具体的なことが書いてありまして、こういう方針は結構だと思います。

それと都に要望でございますけれども、これをいかに実行に移すかということがこれからの本当に大きな取り組みだと思うのですが、ここの実効性を担保するためには方針の18ページに書いてありますけれども、条例を改正して、環境基本計画を改正するというので、これは当たり前のことだと思うのですが、この環境基本計画の改正ですが、1年ごとに進捗状況がチェックできるようなアクションプラン型の改正にしていきたいと思います。それで、都民による検証、評価、監視ができるような仕組みをつくっていただくことが実効性を担保するための1つの重要な課題ではないかと考えております。以上でございます。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。FoE-Japanの瀬口さん。

○瀬口（FoE-Japan） 私どものFoE-Japanは国際的な環境団体のネットワークのFriends of the Earthの日本のメンバー団体です。気候変動に関しましては、国際的な枠組みづくりから、自治体、学校での省エネ推進、地域のイベントへの自然エネルギーの導入などを働きかけております。

今回の東京都の方針についての評価ですが、今、前の団体の方もおっしゃいましたように、国に先駆けて実効性のある計画を東京都が先進的にやるんだという意欲は非常に素晴らしいと思っております。

特に大規模排出者に対する削減の義務づけと排出権取引制度の導入、それからこれはまだ中身がどうなるかよくわかりませんが、都内環境税を入れていくということ。

それから太陽光発電に加えて太陽熱の大規模な推進といったことを柱としているところには非常に感動しており、期待しております。

それを具体化していく、また実効性を持たせていくためにどういったことができるかというコメントなんですけど、非常に内容が多く、時間の制限があるので他とかぶりそうところは割愛させていただきます。

まず太陽光発電についてですが、私どもも現在の国のRPS法ではなくて、固定価格買い取り制度のほうが望ましいと考えています。今回の東京都の制度は固定価格買い取り制度の導入というニュアンスではあったんですけども、ちょっとお話を聞いた限りでは補助金的なものに思われまして、発電した電気の量に応じて環境価値を含めて、発電原価に見合った価格で買い取っていくという制度をつくっていくためには、やはり電力会社と共同で仕組みづくりをしていくべきではないかなと思っております。

また、違った観点から考えていけば、今すでにありますグリーン電力証書制度をからませていくということも考えられると思っております。自宅の屋根に太陽光発電を、集合住宅に住んでいるとか、どうしても影になってしまうなどの理由で設置できない人でも、隣の山田さんのところで発電してもらって、その電気を自分が買うという仕組みで、都民みんなが都民共同発電所みたいな形でやっていくということも考えられるのではないかと思います。

また、東京都だからできるかもしれないということで申し上げるのですが、スペインがやっているように一定規模の建物には太陽光発電の設置を義務づけるというようなこともあり得るかと思えます。

それから、自動車についてですが、車の量そのものを減らすということに関しての対策が足りないかなと思っております。特に道路をつくるということに関して計画を見直していったほうがいいのではないかと思います。地球温暖化問題がわかる前からあった計画をそのまま実施するというのではなくて、すでにつくることが決定されているものでも1車線をLRTや自転車専用道にするとか、計画の変更があってもよいのではないかと。縦割り行政ではない東京都の温暖化対策ならではのものをやってほしいと思います。

市町村について産業界の方からバラバラだというご意見がありました。実際そうだと思います。住宅地域では温暖化対策は何をやっていいかわからないという状態でもありますし、また職員の方も市民団体の方も地域で活動しているような団体については温暖化を専門的にやっている方は少ないということで、その辺については東京都も私どもNGOも市町村に向けてもうちょっと協力していけるのではないかと思います。

最後に産業界の皆様へですが、今回、大変な努力を強いられることになると思うのですが、今回の東京都の方針を実行していくことが皆さんの事業形態をエネルギーをたくさん売ることによって利益を生み出していくというようなことではなくて、サービスを主体に環境に配慮したエネルギーにシフトしていく非常によい機会なのではないかと思うので、頑張りたいと思います。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。環境エネルギー政策研究所の飯田さん。

○飯田（環境エネルギー政策研究所） 環境エネルギー政策研究所の飯田と申します。今回の東京都の提案については、非常に高く評価をしたいと思います。というのは、気候変動とか再生可能エネルギー、自然エネルギーの分野で日本は世界的に見てロストワールドになっています。これは世界的に見てほとんど存在感がないという意味のロストワールドと、国内での議論がジェラシックパークというか、いまだに化石時代、それから原始時代の議論が横行している。今から5つのキーワードで意見を述べたいと思います。

第1は政策イノベーションです。今、私は国の合同部会にも出ていますが、今日も国との調整をという話もあったんですが、はっきり言って国は政策づくりで当事者能力が完全になくなってきている。その典型が1人1キロ、一方で石炭火力で90年から1.2億トン増やしているようなエネルギー、上流で毒水を流しているような構図でエネルギー構造をつくりながら、末端のほうで1人1キロ減らせ、こういう構図で全く当事者能力がない。もう一つはRPS法です。2014年の1.63%という虫メガネで見ないと見えないような目標値。

ヨーロッパも一朝一夕でこういう状況になったのではなくて、地域とか小さい国が一步進んだ政策を繰り返して、どんどん政策は進化する。そういう意味では東京都が一步步むのは非常に大きな意味があります。

2点目は、政策マーケットということです。今日もキャップアンドトレードが強い規制だとか官から民への逆行するとかいろいろな意見がありましたが、事業界に生きておられる方は株式規制があり、金融規制があり、エネルギー事業規制がありさまざまな規制、これは言い換えるとルールの中で経済活動を営まれているわけですから、これも炭素に関するルールだということで、当然、今後、こういったものの中で活動していくことは当たり前のことではないかと思うわけです。

逆に、適切なルールをつくれれば、例えばドイツで言えば再生可能エネルギーの電力が4.5%から今12%、2020年は25%。2030年ではつい最近45%になる。20世紀の自動車産業がドイツに果たした役割を21世紀は自然エネルギーが果たす。それだけの言い方をされていて、日本は全く影も形もなくなってきている。そういう状況を大きくV字改革というか、先ほど太陽光、JPEAの方もおっしゃったようにここは制度マーケット、ポリシーマーケットですので、ここをきちんとつくる。

3つ目は、ラーニング・バイ・ドローイングですね。例えばEUTS、今日は話が出ませんでした。これはまだちゃんと機能していないではないかとか、拙速はやめようとか、そ

ういう議論があるんですが、むしろ制度は緩くつくって、そこで学習をしながら段階的に進めていく、そういうやり方をしないと。

あとバックキャストिंगです。今回の東京都が非常にいいのはバックキャストिंगの発想に立っているということです。2020年に25%でやる。

ただし、1点画竜点睛を欠いているのは、昨年、花木先生も私も入ってやっていた2020年に再生可能エネルギー20%、これも大きな柱としてやはり入れるべきです。

最後のキーワードはデマンドプル、需要プルということです。日本の場合は政策というと補助金をばらまくか、研究開発だと称してあまり役に立たない研究に投げる。それよりもきちんと制度をつくって、いわば市場側の制度、ルールを整えることによって先ほどの政策マーケットですが市場を整える。先ほどの太陽光のルールは検討会、東電さんも入っておられますが、これは東電さんも非常に高く評価しておられる。東電さんというか、今、電力会社が唯一太陽光を支えている非常にゆがんだ構図になっているので、そこをきちんとウィンーウィンで新しいいわゆる炭素経済をつくっていく第一歩として今回は非常にチャレンジングな非常によい提案ではなかったかと考えております。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。「環境・持続社会」研究センターの足立さん。

○足立（「環境・持続社会」研究センター） 「環境・持続社会」研究センターの足立と申します。資料4を見ていただきたいと思います。

3点あるんですが、まず1点目に、省エネ促進税制についてお話ししたいと思います。

先ほど西岡さんのお話にあったように、日本では90%最終的には削減しないとイケないかもしれない。少なくとも60%、80%削減という目標に立たないとイケない。しかし、今、京都議定書の基準年からさらに8%増加している状況です。これまでチーム・マイナス6%に取り組んでも現実にはCO<sub>2</sub>は全然減っていないのです。そうした現状を大胆に変えていかないとイケない。それにはさまざま方策が必要になります。なかでも、省エネ行動が経済的にも得になるような税制をつくらうというのは、大幅なCO<sub>2</sub>削減の必要性を考えれば、当然な話です。ここにお集まりの皆さんはCO<sub>2</sub>削減に頑張っているかもしれませんが、努力していない方々はまだまだいます。そういった方々にも経済的に得をしようといった動機づけで、自然にCO<sub>2</sub>を減らしていく行動をとることを促していかないと、大幅な削減目標の達成は期待できません。その意味で、省エネ促進税制は大事です。すでに省エネに積極的に取り組んでいる方にとっても、省エネに取り組めば税制上のメリットを受けられるという



のは、プラスで、全く損ではない。

国での炭素税／環境税の検討の際に、一部の経済団体の方々が議論の入り口で断固反対と言ってきました。しかし、こういった税制の構築は、日本の環境技術の発展にとっても非常に重要です。EUの国々が排出量取引とか環境税をすでに導入しているのは、EUの環境技術の発展を考えている側面もあります。自分たちの経済力をおとしめてまで温暖化対策をやるということを考えているはずがない。日本の環境技術発展のため、経済のため、気候変動に対処するために、環境税制を早く導入しないと、今、飯田さんからお話があったような日本だけ取り残される状況になりかねません。入り口での断固反対は不毛です。

こういった税制をいかに早く導入するかが重要ですが、一方で、公平性、経済、雇用、低所得者への影響等も考えなければいけないので、きめ細かい制度的な工夫も必要となります。とにかく議論をやめるとか、環境税断固反対と言ってもしようがなく、省エネ促進税制の制度の中身を考え、議論をしていかないといけない。東京都もそのようにしようと考えていらっしゃるのではないかと思います。省エネ税制の制度の中身の案をなるべく早く出していただいて、効果的な制度の構築に向けて議論をちゃんと詰めていかないといけないと思います。

2点目ですが、「東京都気候変動対策方針」の中で様々な画期的な部分がありますが、特にいくつかの点を支持したいと思います。まずは、2020年までに東京の温暖化ガス排出量を2000年比で25%減らすという「中期目標の設定」です。こうした中期目標は、国が全く提示できていない状況で、東京都がそれを掲げているのは、非常に意義深いことです。また、実効性ある制度には、税制以外に「排出量取引制度」もあり、東京都が、国に先駆け、「排出量取引制度導入」を掲げていることも極めて有意義です。ただ、それは制度内容の議論も重要ですので、その点についてはお話したいこともありますが、このあたりは時間がないのでまたの機会に。

最後に3点目ですが、「東京都気候変動対策方針」に、ぜひ既存の税財政見直しを掲げていただきたいと思います。省エネ税制を掲げるだけで、既存の税財政を見直す姿勢を示さなければ、環境の名のもと新税を入れたいだけではないのか、といった声も出ます。ただ、省エネ税制導入と既存税財政抜本見直しを同時に実現するというのはなかなか大変かもしれませんので、まず省エネ税制を導入し、別途、既存の税財政の抜本見直しを検討・実現していく、ということが重要だと思います。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。気候ネットワークの平田さん。

○平田（気候ネットワーク） ありがとうございます。京都議定書からできてから 10 年がたとうとしているわけですが、この間、日本の排出量も東京の排出量も総量で増加させてきたということは非常に由々しき事態だと思っております。こういった失政をこれから先も繰り返すことが絶対にあってはならないですし、特に今後 10 年については温室効果ガスの削減を軌道に乗せていく大切なときになってきていると考えています。

気候ネットワークでは昨年 9 月になりますが、2020 年に 90 年比で 30%の削減が必要というのを長期的大幅削減を見込んで提案しております。その中で家庭業務部門で 30%削減が実現する政策として提案したところです。

そちらはそちらで別途ご参照いただきたいと思っておりますが、そうした私たちの問題認識と照らしまして、東京都の気候変動問題に対する現状認識については、気候変動のリスクに真摯に向き合っていますし、行政として当然とるべき行動をとろうとしているものと理解できまして、適切なものだと思っております。

そして、行政の役割が、各主体が温室効果ガス削減を進めるための仕組みをつくることであることも十分認識されているという点で評価できていると思っております。

2002 年に東京都が「地球温暖化阻止！東京作戦」を行いました。そのときには私たちとしましても省エネラベルの制度化などについて対話を重ねながら政策づくりに協力させていただきました。これは最終的に都の条例、引いては国の制度にまでいくことができたということもありました。

そうした経験もありますので、今回の 5 つの方針については効果の高いところで効果的に削減を進めていくよう、都民や事業者との対話を進めながら、速やかに具体的な制度を構築して導入を実現してほしいと思っております。

答申の内容については 2 つほどコメントします。1 つは、経済的な手法を手段として盛り込んだ点について評価しています。削減を加速させるためにはインセンティブの付与が不可欠だからです。

方針 I の大規模事業所向けの排出量取引制度と併せた総量削減義務については、東京都では業務オフィスからの排出が多いという実態を反映した必然的施策であると思います。これは制度設計次第のところがありますので、公平性、実効性のある仕組みとしてスタートできるように望みたいと思います。

同じく方針 V の省エネ努力を促進支援する制度の構築についても、経済的な仕組みによって取り組みに誘導するもので大変重要だと思っております。この点では税制優遇措置等の給の

措置が先行しがちですけれども、適切な形で課税面での税制導入、もしくは税制改正を具体化することも重要ではないかと思っております。

2つの目のコメントですけれども、建物対策の重要性を強調したいと思います。実際に書かれていますけれども、中長期にわたって影響を及ぼす建築物の対策が新築だけではなくて、既存についても省エネ建築物を増やす効果的な施策が緊急に必要なだと思っておりますので、その点での制度の具体化が重要だと思っております。

いずれにしても都として国、世界をリードするという意気込みは非常に買っております。温暖化対策を強化していくことは逆行することのない流れでありまして、今挑もうとしていることは失敗の許されない挑戦だと思っておりますので、東京都の具体的な制度としての実現に向けて期待したいと思います。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。世界自然保護基金ジャパンの鮎川さん。

○鮎川（世界自然保護基金ジャパン） ありがとうございます。東京都は今までも平田さんがおっしゃったり、飯田さんがおっしゃったり、さまざまな画期的な温暖化対策を打ち出してきたと思っております。今回のカーボンマイナス東京 10 年プロジェクトの基本方針は、タイミング的にも非常にいいタイミングで出されたし、非常に画期的で、そして大胆な提案をなさっているという点で私たちは全面的に支援したいと思います。

というのも、西岡先生のお話にありましたように IPCC は温暖化がすでに危険な域に入りそうだという警告を出したわけです。でも、まだ救える可能性があるということも示しました。それはワーキンググループ 3 のほうでいろいろシナリオが出されたのですが、2 ページの基本認識のところ、今後 10 年間で地球の未来を決めるというところで書かれているんですが、2015 年から 2020 年に世界の CO<sub>2</sub> 排出量を減少方向に転換すれば、かろうじて 2 度は守られるであろうというシナリオも出されたわけです。

つまり今後 10 年、今何をやるかがすごく重要なわけです。そういう意味でこの東京都の取り組みはまだ方針であって、曖昧な部分がたくさんあるんですが、方向性としては正しいということで、非常に応援したいと思います。

こうした政策は国レベルでこそ導入される必要があると思っておりますけれども、それがなかなかうまくいっていないということがあるので、東京都だけでもぜひやっていただきたいし、それが国レベルのスタンダードになっていく、広がっていくことを願っています。

特に大規模排出者が削減することが大きな削減効果を生み出すということがあります。もちろん私たちの生活レベルで家庭だとか業務部門で削減することが重要ですが、最も排出し

ているところが削減政策をとることが非常に大きな削減効果を生み出すことがあるので、削減義務化+排出量取引という柔軟性を持ったこの仕組みを提案しているということは非常に重要だと思います。

今、入り口論で賛成、反対を議論している場合ではないです。すでに制度設計に入っていないではなくて、ここにいらっしゃるすべてのステークホルダーの方たちが係わって制度設計を直ちに始めるべきだと思います。

自然エネルギーについて言及がないというのは私もおかしいなと思っているんですが、2020年の20%という目標とか都の施設、都の購入電力のうち5%は自然エネルギーとか、都の施設も5%は自然エネルギーから買わなくてはいけないというようなことも今まで発表されておりますので、それをこの削減義務化+ETSに結びつけて、東京都の方針の柱にしてほしいと思います。ありがとうございます。

○進行役(花木教授) ありがとうございます。太陽光発電所ネットワークの都筑さん。

○都筑(太陽光発電所ネットワーク) 太陽光発電所ネットワークの都筑です。太陽光発電所ネットワークというのは太陽光発電を自宅の屋根の上につけているメンバーが集まった、今会員が1,700ほどいます。これは世界最大のユーザーユニオンです。自然エネルギーを使っているメンバーをネットワークしてそういう位置づけになっています。その立場で東京都の政策にコメントさせていただきます。

私自身が一番興味を持っているのは自然の光と熱と風を直接利用しようよという文言が入っているという点が非常に先進的だなと思います。

自然エネルギーのツールを単純にたくさん増やそうよという話というよりは、自然のエネルギーを直接使って、それを上手に使っていくという、それが本来のあり方ではないか。そういう点を持って具体的にやってほしいなと思います。

それと太陽熱の強調がされているというのは、1つの大きなポイントだと思います。なぜそういう思いをするかという、太陽熱の世界、特にコンセイキの世界は事業者優先の政策、あるいは実行をしてきた。結果としては壊滅的な業界になっている。太陽光発電というところでは、我々もユーザーがネットワークをするという形をとっているわけです。これはユーザーが実際の普及そのものにも直接携わるということの事例です。そういう形をして初めてある意味では太陽光発電の産業も健全に育成されるという点がある。そういう点をぜひもっと強調したいなと思います。

東京都のこの政策は、国に対して非常にインパクトのある内容になっていますが、ちよっ

と肩を張り過ぎているかなというところもあります。でも、それは今現在必要な話ではないかと思います。

望むのは都民に向かって具体的に何を削減してほしいという具体的な話をもっと出してほしいなと思います。

私は佐賀県でこのグリーン電力証書を使ったトップランナー推進事業をやった経験から、自治体としてぜひ考えていただきたいのは、東京都のトップの方々も含めて現場に足を運んでほしい。そうしないと現場が見えてこないということがあります。

それと一緒にこのグリーン電力証書というのは非常に難しい。ややこしい。わからないという表現を一般の人はします。それは無理がないということもありますが、本当はやさしいんです。それを具体的にやるにはちょっと横道が多いということはあると思いますが、ステップをちゃんと踏んだ形で政策を動かしてほしいと思います。

つまりぶっつけ本番でグリーン電力証書というか、そういう制度が面白いからやろうという話では多分だめで、そのための準備、市民の人たち、あるいは都民の人たちが理解をし、あるいは事業者が理解をするという話の段階をちゃんと踏んだうえで、具体的に次のステップでそれを運用しよう。こういうステップ、幾つか段階があるということをぜひ理解していただきたいと思います。

それからステークホルダーの会議ですから、座られている皆さんが規制とか国の整合性という話をされます。そういうふうに言われる話を対案としてどういうものを具体的に持っていらっしゃるかというのをきちっと出していただいて、こういうステークホルダー会議を実のある形にしてほしいなと思います。以上です。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。一通りステークホルダーの方のご意見を伺いました。本日、オブザーバーとして経済産業省、環境省からお二人おいでいただいておりますが、もしご意見ございましたら。

環境省の高橋さん。

○高橋（環境省） 環境省の地球温暖化対策課市場メカニズム室長の高橋と申します。よろしく願いいたします。

本日は東京都さんの建設的な取り組み方針、それに対するさまざまなステークホルダーの皆様のご意見を聞かせていただきました。大変勉強になりました。

個別の施策についてのコメントは特に用意しておりませんが、一般的な感想としては1つはさまざまな人的資源、財政的資源あるいは社会資本を持っておられる東京都さんが

先駆的な取り組みをされるということがモデルになりまして、そういうものが全国に波及していくということに大きな期待をしております。

併せまして、多くの方からも国との施策の整合性ということがございました。東京都さんとの協力、連携は大変重要であることの認識を新たにしたところでございます。

現在、政府では 2008 年から第 1 約束期間が始まるということで、6%の目標を確実に達成すべく京都議定書目標達成計画の見直しを行っております。政策に定めておりますさまざまな対策の進捗状況を総合的に評価いたしまして、必要な対策の追加、強化を行なったうえで本年度のうちに計画を改定するという作業の真っ最中でございます。こういう作業の中でも東京都さんとの連携を図っていきたいと思っております。

地方自治体の役割の重要性について一言申し上げたいと思います。今の目標達成計画の中でも、温暖化対策推進のためには地域の環境行政の担い手であります地方公共団体のイニシアティブの発揮は大変重要であり、先進的なモデル地域づくりが各地の創意工夫で進められ、それが他の地域に波及することが期待される、とされております。

そういう観点で、今日、東京都さんの企業、家庭、都市づくり、自動車交通とさまざまな分野の先進的なご提案があります。本日のような関係者との議論を活発に進めながら、具体的な制度づくりが進められることを期待したいと思っております。

また、今日はおそらく傍聴席にもほかの自治体の方々もおみえになっていると思います。私どもとしては東京都さんに続いてさまざまな自治体でこういう先進的な取り組み、積極的な取り組みが進むということ強く期待しております。

私どもとしても先進的な自治体の取り組みを促進するような仕組みづくりを今後検討していきたいと思っております。

最後に一言、私は市場メカニズム室長ですので、排出量取引についてコメントしたいと思います。さまざまなご意見がございました。私どもとしては1つのオプションとして、その効果でありますとか、影響でありますとか、そういうものを幅広い観点から総合的に検討すべき課題と認識をしております。

環境省では以前から排出量取引についての費用効果的な削減とか取引に関する知見、経験の蓄積を図るという目的で企業の方が自ら定めた削減目標を達成するということについて、経済的なインセンティブを与えるとともに排出枠の取引を活用するような、自主参加型の国内排出量取引制度事業を実施しております。

そういう経験の中でさまざまな技術的な指針でございますとか、知見も蓄積しております。

そういうものも皆様と共有しながら今後とも検討を進めてまいりたいと思っております。

最後に、地球温暖化問題、京都議定書の達成もごさいますし、今後、長期的な取り組みを進めていかなければいけないということで、政府、地方自治体、NGO、企業1人ひとり皆様方一丸となって取り組んでいくことが大変重要と思っております。皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。どうぞ、藤原さん、お願ひします。

○藤原（経済産業省） 環境省の方からもお話がございましたので、一言だけ申し上げます。経済産業省の環境経済室長の藤原でございます。本日はこういった機会をいただきましてありがとうございます。国との整合性の議論はいろいろありましたが、私自身、以前、構造改革特区制度の創設などにも関わったことがございます。地域発でのこういった先進的取組につきましては、大変すばらしいことではないかと思っております。

地球温暖化対策の情勢につきましていろいろご意見があったのですが、国も全く思いを一緒にしていると考えていただいて結構だと思います。マイナス6%の達成のために昨年の11月からでございますけれども、環境省と経産省が初めて共同で合同審議会を回しております、一部本日も報道が出ましたけれども、明日も中間素案の審議なども予定しております、精力的に取り組んでいるところでございます。

その中でも本日、大変話題になりましたキャップアンドトレードなど、大規模事業者への排出削減に向けての議論は大変話題を呼んでいます。これについては、いろいろな意見がございます。政府決定の文書の中では、総合的に検討すべき課題という位置づけになっております。国としましてもEU、イギリスの例も参考にしまして、メリット、デメリットなどいろいろ整理しているところでございます。

こういった検討は大変重要だと思っておりますが、それと並行して国としましても当面、今すぐできる、目に見えた形でできることにつきましても真剣に検討しております、それが1つは自主行動計画の拡充・強化というところでございます。これまで、サービス分野にはなかなかこういった取り組みが波及していなかったこともあります。また、目標引き上げがこれまで本格的に行われてこなかった点もございますので、昨年来、環境省とともにこのあたりの拡充・強化を、多くの関係者の方々のご協力、ご理解をいただきながら今進めているところでございます。

今日のお話を聞いていまして、計画書制度という東京都が既に行っている仕組みにつきましては、もちろん相違点はあるかもしれませんが、企業に自主的な取り組みを促すという意

味では自主行動計画にも共通する部分があると考えております。

こういった意味で私どもも自主行動計画の、現行制度の拡充・強化を抜本的に考えているところでございますが、ぜひこういった計画書制度の改善というところにつきましても、力を入れていただければ大変すばらしい成果につながるのではないかと、個人的には思っております。

もう1点でございますが、東京都のご説明の中に、中小企業対策としてのいわゆる「国内CDM」的な、中小企業に大企業が支援いたしまして、その中から排出の削減を図っていくというような取り組みについてのお考えもあったようでございます。これにつきましても当省として5月からになります、検討会を開催をして検討しておりまして、現在、具体的な論点整理、制度設計に向けた整理を行っているところでございます。

あくまで自主的な取り組みを前提にした自主行動計画での評価を中心にした議論をしておりますけれども、東京都のお考えと共通項があるのであれば、ぜひまた積極的な意見交換を行っていきたく思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。それでは、東京都のほうから。非常にたくさんコメントをいただきましたので、重要なポイントだけになると思いますが。

○大野都市地球環境部長 都市地球環境部長の大野でございます。今日はたくさんのご意見をいただき、ありがとうございます。NGO、消費者団体の方だけでなく、経済界の皆さんからもご意見をたくさんいただきまして、再生エネルギー、省エネ、「環境金融」でございますとか、いろいろ一緒にやっていけるところがあることを確認できまして、大変うれしく思っております。

我々のほうで十分な時間をとれなかったためでございますが、一番お話が出ていました総量削減義務と排出量取引に関しましては、これは問題があるというご指摘をいただきましたが、具体的にどういう点に問題があるのかという、中身ですね。最後にもお話がありました。が、どのような対案があるのかという点につきましても、必ずしも具体的なお話をいただけなかったと思っております。これに関しまして経済界の皆さん方からもごさいませんでしたし、NGOの皆さんからも必ずしもそれについては多数のご意見がございませんでしたので、これについてはもう少しご意見を伺ってまいりたいと思っております。

したがいまして今日、中身については我々のほうから特に申し上げることはできないわけでございますけれども、何人の方からなぜ今の時期にこういう提起をしたかというご指摘をいただきましたので、その点に関してご回答差し上げたいと思っております。



お褒めいただきましたように、我々の現行の制度は我が国の制度の中で、極めて先駆的なものだと思っております。ただ、この制度をこのまま続けていくだけで、我が国あるいは東京に求められているCO<sub>2</sub>削減がやれるのかと考えますと、残念ながらそうではないと思わざるを得ないと思います。

方針の中にも書いてございますけれども、我々の評価で言えばAA評価という評価は4分の1にとどまっております、それ以外の4分の3についてはそこまではなかなかいかないという状況でございます。

これも東電の影山さんからもお話がございましたが、この4分の1がAA評価というのは、最初からこうであったわけではございません。最初、半分ぐらいがBC評価で、それに対しまして私どものほうでいろいろなアドバイスを差し上げたり、事業者にいろいろご苦勞をいただいてようやくここまで来たという実態でございます。

したがって、今の仕組みをこのまま続けていくだけでは、冒頭にごございましたようなレベルでのCO<sub>2</sub>の削減目標達成には不十分だろうと考えております。

現行制度では基本対策と称しまして、運用対策というものと、これは特段投資を必要としないで運用面でCO<sub>2</sub>削減できるもの、こういう運用対策と投資が必要なものに関しまして、3年間程度で回収ができるもの。これを基本対策としまして、これは12項目ありまして、これについていろいろご相談してやってきたということでございます。ここまでようやく来たということでございます。

今の形のままで、これを繰り返しても、なかなかこれ以上大きな成果は難しいのではなかろうかと感じております。ただ、かといって我々も拙速に何かをやるというのではございません。今回6月に提案しまして、これを例えば来年度から実施をしようということは考えていないわけでごしまして、現行の制度は17年度から始まりまして、21年度までがワンクールになっています。次のステップは22年度ということでございますので、これから3年間ございます。この3年間をフルに使いまして、いろいろな意見をお聞きしまして、我々も検討してまいりたいということでございます。

それから拙速ではないことのもう1つは、我々は今の制度の前にもうちょっと前の制度がございまして、一番最初の計画書制度というのは平成14年からスタートしました。ですから、そこから数えて5年間の実績があったわけでございます。それまでにいろいろな経験をしてまいりましたし、いろいろなデータも蓄積しております。22年度からとなれば、さらに3年間ございますので、8年間の中で培ったデータを十分に生かしながらよい制度をつく

ってまいりたいと考えております。

もう1点、オフィス開発、不動産開発について何点ご意見をいただきました。まず都市再生との関係がございました。当然、私たちも都市の再生は非常に重要なテーマでございますし、今後の経済活力を維持していくのは非常に重要なテーマでございますので、これは両立していくことが前提でございますし、両立していけると考えております。逆に環境、CO<sub>2</sub>の問題を抜きにできることはあり得ないと考えています。

あと、ビルディング協会の方からも省エネ法の徹底が必要ではないかというご指摘をいただきました。これは全くそのとおりで思っています。省エネ法の現在の使い方は少し不十分とっておりますので、少しというか大分不十分とっておりますので、それについては都市整備局などと協力しながら現在の制度を有効に活用する方策について、我々は検討してまいりたいと思います。

ただ、それだけでいいかと申しますと、なかなかそうも言えないわけございまして、やはり東京というのは業務部門率が非常に高いということであります。これは産業部門、特に東京の場合は産業部門と比較して高かったのございまして、1990年から30%以上になっているということでございます。

しかも、これはCO<sub>2</sub>の排出係数の変動の影響を排除するためにCO<sub>2</sub>の排出を固定した場合でございまして、CO<sub>2</sub>の排出の変化も加えますと四十数パーセント伸びているという状況でございます。

やはり東京におけるCO<sub>2</sub>対策を考えますと、産業部分もございしますが、やはり業務部門、ここの努力が必要だろうとっております。

特に不動産開発、業務ビル等々は現在つくられているビルが、2050年まで残ると考えますと、やはり今つくるビルを本当にいいものにしていくことは非常に大事だと考えてございます。

我々も建築物環境計画書制度をやっておりますが、残念ながらこの中でも段階1、2、3とあるわけです。段階1の最低ラインに半分ぐらいという状況がございますので、これがもう少し新しい制度も考えながら、もっともっと多くのビルがトップランナーレベルにいくようにするにはどうしようかと考えています。

ほかにもたくさん論点がございますが、とりあえずここで。

○進行役（花木教授） どうもありがとうございました。

今日まだ話しておられない国連環境計画の特別顧問の末吉先生から、せっかくの機会です

のでお話しいただきたいと思います。

資料2「みんなで踏み出す、第一歩」。

○末吉（国連環境計画特別顧問） 花木先生、発言をお許しいただきましてありがとうございます。私はこの6～7年金融と環境という、特に海外での金融の動きなどを見ながら環境問題、なかならず地球環境問題をいろいろ考えてまいりました。そこで私自身が得た知識を踏まえまして、この問題をどういったフレームワーク、視点から考えるべきかということで、私なりの考えを申し上げますので、これから皆様方がこの問題をお考えになるうえで、ぜひ参考にしていただければと思っております。

題は「みんなで踏み出す、第一歩」ということで、これは第一歩が必要だということであり、その心はまだだれも第一歩を踏み出していないのではないかとあります。

それから、私は今ものの考え方と申し上げたんですが、ここは非常に革命的なものの考え方の提示をしないと、とてもこの問題には対応できないのではないかと。

まず、私は日本を2つの危機が取り囲んでいるのではないかと思っております。まず1つは、言うまでもなく温暖化そのものの深刻化という危機である。これはすでにターニングポイントをバックミラーで見ているのではないかと話すわけであり、

もう1つは、皆さんの知識、頭の中の知識はたくさんあっても国として、あるいは社会として本当の対応をとっているのかということ、非常に遅れが出ているのではないと思っております。

それはどこと比べてかという、それは多分EUであり、それはアメリカでもあるのではないかと思っております。もちろん知識から行動へということであり、それから具体的な政策論でもっともっと国民を巻き込んだ議論が当然必要になってくると思っております。

それから、次は「ただ乗りはあり得ない」ということを書いております。私は地球温暖化の問題はたとえて言えばサッカーのピッチが壊れ始めたのではないかとあります。これまでは人類の歴史の中でサッカーのピッチは非常に頑強なものでありました。そこでどんなラフプレーがあっても許されました。でも、いまやそのピッチが壊れ始めている。とすると選択肢は二つしかありません。サッカーのゲームをやめるか、その上でプレーするサッカーのルールを変えるか。かつ、この問題はすべてが加害者であり、すべてが被害者である。ただ乗りはできません。

しかも、ただ乗りはできないということは、今日はあまり議論にならなかったんですけれ

ども、ただであるCO<sub>2</sub>がこれからプライシングメカニズムの中に入ってくるんだということですよね。経済の仕組みの中にCO<sub>2</sub>のコストをどうやって入れていくのか。どうやって、それをみんなで均等にして分担していくのかという話であります。そういう意味でただ乗りは絶対にあり得ません。

それから、「みんなの、責任」と申し上げております。多分、ここにするすべての人間が私も含めまして、温暖化を生み出した経済体制、社会体制の恩恵を受けてきました。多分、その中でぬくぬくとやってきたんだと思います。そうしますとだれが悪い、どこのセクターが悪い、どこがどうなんだという話ではないんだと思います。すべての人が責任があります。ましてや他に責任を押しつけることはできません。

でも、これは非常に重要ですけども、じゃあ本当に変革の轍を最初回すのはだれかということでもあります。だれにその責任があるかということ、この能力のあるアクターは決して逃げていけないということでもあります。このアクターが動かない限り、この轍は動きません。

それから火災保険ですけども、この部屋にある方は皆さんは多分自分のうちに火災保険をかけておられると思います。でも、一体自分のうちが火事で焼ける確率はいくらだと思っていますか。多分、皆さん、ほとんど0%だと思いますよ。でも、火災保険をかけています。自動車保険だってそうです。万が一のために。

でも、IPCCの今回の報告は温暖化の危険性は人間が引き起こした確率は90~95だと言っているわけです。こんな確率を目の前に出されて何もしない人がいるのでしょうか。小学生だってこんなことを言えば、何かやらなくてはえらいことになるのではないかと、当然そう思います。

それから、予防原則であります。スターンレポートもIPCCの報告もすべて予防原則の重要性を言っています。今、手をつけなければ大変なコストになるんだ。けども、今、みんなが一緒に大きな手を打てば、コストは小さくなるんだということで、特にIPCCの報告では私が非常に重要だと思っていますのは、人間が引き起こしたことは人間でなければ止められないんですよ。人間が引き起こしたことを自然にストップしてほしいなんて考えるのは間違いではないでしょうか。

それから、もう1つ強く申し上げたいのは、やはりビジネスの責任であります。ビジネスが悪いことをしているからということではありません。ビジネスが最も社会の中で今パワーを持っているんです。ケーパビリティを持っているのはビジネスなんです。ですから、ビジネスが自分の持っているそのパワーの大きさに早く気づいてほしいんです。この問題解決に

自分たちが持つ可能性に本当に早く気付いていただきたい。

それから、社会の変化とともに企業への社会からの要求はますます高度化しております。一言で申し上げれば社会のインタレストと同じ行動をとらない企業は要らないという話です。

それから、病気の地球からはいいビジネスは生まれません。それは当然です。自分たちのビジネスをもっともっと栄える、もっともっと大きくするとしたら、地球、地域社会がもっともっと健康になる必要があるのではないか。どんなビジネスだって自分のビジネスを増やそうと思ったら、それに必要な要因は自ら金を払ってでもやっておられる。では、なぜこのことをやらないのでしょうかという話になります。これは大きなビジネスチャンスを生む。海外ではそのことで非常に大きな動きが出ています。こんなチャンスを逃していいのでしょうかという話であります。

それから、これは言い過ぎかもしれませんが、企業の経営者の方も働く人も人の子です。もっと言えば人の親なんです。人の親として会社人間だけでものを考えていいのでしょうか。我々の子ども、孫、将来世代のことを考える社会人間という側面をどうして持たないのかということでもあります。

それから、欠けてはならない視点は日本及び日本人としてですけれども、ぜひ皆様をお願いしたいのは世界に支えられる日本ということでもあります。日本だけが自分たちの力で自分たちの犠牲のうえで今のこの日本の繁栄を勝ち得たものではありません。世界に支えられてこの経済、日本の社会ができ上がっている。したがって、世界の問題は間違いなく日本の問題です。我々の問題です。逆に言いますと、我々の問題は世界の問題なんです。

それから、「情けは人のためならず」と言っておりますけれど、これは日本が応分どころか過分とも言えるような負担、義務を負ってでも世界をもっと強くすべきだと思います。強い世界が生まれれば、間違いなく強い日本が生まれます。

それから、温暖化問題は国家間の覇権争いだと思っています。なぜならば、これは政治問題であります。経済問題であります。社会問題であります。文化の問題でもあります。人生哲学の問題でもあります。ライフスタイルの問題でもあります。国家間の想像力をかけて21世紀の少なくとも前半をだれが、どこの国が、どういうリーダーシップを持って引っ張っていくのか、その競争が始まっているわけです。ゆめゆめ10年後、20年後に暑い夏が来ますね、というような発想でこの問題を考えていただきたくないんです。日本という国が21世紀の世界の中でどうやって生き延びていくのかの非常に重要な問題であります。

そこで最後のコメントですが、みんなで一歩前へということでもあります。この図に書いて

ありますとおり、社会のプレーヤー、アクターを非常に単純化しますと、政府・自治体、それからビジネス、それから消費者・市民であります。この3つが改めて新しい覚悟で一步ずつ前に出ようではありませんか。自分の陣地にとどまっている限り、何の変化も発展も生まれません。新しいものをつくるわけです。

これは特に企業の方に申し上げたいのは、固有名詞で語っていただきたいんですよ。自分の会社はこうなんだ。だから、どうしてほしいということを消費者、社会に呼びかけてほしいんです。あえて申し上げますと、団体の名前の後ろでお話はされないほうがいいのではないかと思います。これは個別企業が自分たちの生き残りをかけて、どう考えているのかというのも自分自身のお客さんに対して、どう呼びかけるかの問題である。

一方、消費者もこれはだれかがやる話だという他人任せでは絶対にだめですよ。ですから、コンシューマーの担当の方もNGOの方もたくさん来ていらっしゃるけれども、やはり消費者にも市民にも、もう一步のもう一段の負担をどうやって受け入れるかの説得が絶対に必要だと思います。

それから、当然、政府自治体も単に呼びかけではだめだと思います。ちゃんとしたフレームワークづくりをする。そこでこの3つのプレーヤーが本当の共同作業ができる土俵をどうつくるのかです。これはもう政府自治体別々の話ではありません。全く一体化してやるべき話です。

というようなことを申し上げて、私の最後のメッセージは19世紀のアメリカの先住民の言葉であります。

私はすごく厳しいことを申し上げましたけれども、こういうことをやって始めて温暖化に解決の道が出てきて、しかもそのうえで我々の生活、子どもの生活、孫の生活がベターオフになるはずですよ。英語でベターオフというのは親より子、子よりも孫のほうがよりよい生活ができるというのをベターオフといいます。ゆめゆめ我々の世代がワーストオフの世界をつくってはいけません。以上です。

○進行役（花木教授） ありがとうございます。実は末吉さんは金融のことについてもいろいろなアイデアをお持ちなんですが、今日のお話はもっと啓発的な話でありました。

西岡先生、最後に数分で。

○西岡（国立環境研究所参与） 今、末吉さんおっしゃったことは全くそのとおりです。まず、今待ったなしの状況にあって、東京都が非常に思慮を示された方針を出されたことに非常に敬意を表します。第1点です。

第2点。本日、午後にはほかの自治体でもそういう対話をしてきたのですが、企業のほうではもうそっちの方向を向かなければいかなければいけないということはもう重々承知だというのが多くの人感想でした。ただ、それをきちんと指導してほしいということでバラバラが非常に困るということをおっしゃってしまっていて、そういう面から政府及び地方自治体の方向を定めること、インフラの設計をどうするかとか、企業にきちんとしたシグナルを与えるということは非常に大切だなということが2点目です。

3点目です。私は今朝、I E Aの統計を見て、その見通しを見てびっくりしましたのは、2030年、予想ですけれどもGDP当たりの二酸化炭素排出量の予想が書いてありました。日本は今この点ではトップをいっているわけですが、2030年にはI E Aの予測では中国に負けるといったことがありまして、低炭素社会への動きというのは非常に進んでいる。こういうときに技術競争で遅れをとってほしくないなということを感じた。これが3点目です。

4点目ですけれども、私どもの研究の結果からいいますと、これからデマンドが鍵であるということ。すなわち消費者は力を持っているはずなんです、そのことに関しては東京都の方針としてはまだ十分に組み込まれていない。これは役所の悪い癖です。おれたちに任せなさい。おれたちがやれば全部大丈夫なんだということを書きたがるわけです。

先ほどの末吉さんの絵にもございましたようにデマンドを握っている都民、あるいは消費者に、あるいは生活者に向けてのメッセージをもっと入れてもらってもいいのではないかと。○進行役（花木教授） ありがとうございます。では、8時30分までということで、すでに45分になっております。本来ですと自由なディスカッションもしたいと思っていたのですが・・・。フリーのディスカッションは大変申し訳ないですが、次回以降のステークホルダー会議で、また、させていただきたいと思っております。

今日、皆さんからいろいろな立場からいろいろな意見をいただきました。東京都のほうは中で議論して、また皆さんにフィードバックしていくことをぜひお願いしたいと思っております。

今日は非常に熱心な傍聴の方も大勢いらしていただきまして、大変ありがとうございます。

概ね予定時間が過ぎておりますので、会議は終わらせていただきまして、事務局のほうから再度ご連絡事項等がございましたらお願いします。

○事務局（小沼環境政策担当副参事） 花木先生、どうもありがとうございました。また、ご出席いただきましたステークホルダーの皆様、本当は、今、先生がおっしゃったとおり何

点か議論のポイントを絞って意見交換をしていきかけたんですが、時間が過ぎてしまいました。申し訳ございません。本日の議論、あるいはご意見を踏まえて、また2回目、3回目のステークホルダーを開催していく予定でございますので、その際もぜひご参加いただきますようお願いいたします。

今日、本当に限られた時間になってしまいましたので、意見のほう反論とか、もう一步踏み込んでのご発言をされたい方もたくさんいらっしゃったと思います。その点を踏まえまして事務局のほうに本日の会議を踏まえたご意見あるいは東京都への反論、参考意見等を提出していただきと思います。広く皆さんからのご意見を集めるために期限を切らせていただきまして、9月20日までに本日のご意見、追加意見等をいただければと思います。

会場の皆様、会議の模様を長く傍聴いただきましてありがとうございました。会場の皆さんの意見も伺えればと思ったのですが、時間が過ぎてしまいましたので、入り口でお配りしたアンケート用紙にぜひとも気候変動対策方針に対するご意見、本日の会議に対するご意見をいただければと思います。今後の参考にさせていただきたいと思います。

本日の会議の議事録でございますが、できるだけ早くつくって、8月の早い段階には都のホームページに公開したいと思っておりますので、こちらもごらんいただければと思います。

本日は長時間にわたりまして、遅くまでありがとうございました。これをもちまして第1回ステークホルダー・ミーティングを終了いたします。ありがとうございました。

午後8時47分閉会